

令和5年第1回都城市議会定例会（3月）

（議案第1号～第57号、諮問第1号）

令和5年第1回都城市議会定例会付議事件名表（3月）

種類	番号	件名	頁
議案	1	専決処分した事件の報告及び承認について	別冊
議案	2	令和4年度都城市一般会計補正予算（第11号）	別冊
議案	3	令和4年度都城市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	別冊
議案	4	令和4年度都城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）	別冊
議案	5	令和4年度都城市公設地方卸売市場事業特別会計補正予算（第3号）	別冊
議案	6	令和4年度都城市整備墓地特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案	7	令和4年度都城市工業用地造成事業特別会計補正予算（第3号）	別冊
議案	8	令和4年度都城市介護保険特別会計補正予算（第4号）	別冊
議案	9	令和4年度都城市電気事業特別会計補正予算（第4号）	別冊
議案	10	令和4年度都城市水道事業会計補正予算（第4号）	別冊
議案	11	令和4年度都城市簡易水道事業会計補正予算（第4号）	別冊
議案	12	令和4年度都城市御池簡易水道事業会計補正予算（第3号）	別冊
議案	13	令和4年度都城市公共下水道事業会計補正予算（第4号）	別冊
議案	14	令和4年度都城市農業集落排水事業会計補正予算（第3号）	別冊
議案	15	令和5年度都城市一般会計予算	別冊
議案	16	令和5年度都城市国民健康保険特別会計予算	別冊
議案	17	令和5年度都城市後期高齢者医療特別会計予算	別冊
議案	18	令和5年度都城市公設地方卸売市場事業特別会計予算	別冊

種類	番号	件名	頁
議案	19	令和5年度都城市整備墓地特別会計予算	別冊
議案	20	令和5年度都城市工業用地造成事業特別会計予算	別冊
議案	21	令和5年度都城市介護保険特別会計予算	別冊
議案	22	令和5年度都城市電気事業特別会計予算	別冊
議案	23	令和5年度都城市水道事業会計予算	別冊
議案	24	令和5年度都城市簡易水道事業会計予算	別冊
議案	25	令和5年度都城市御池簡易水道事業会計予算	別冊
議案	26	令和5年度都城市公共下水道事業会計予算	別冊
議案	27	令和5年度都城市農業集落排水事業会計予算	別冊
議案	28	令和5年度組織変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	1
議案	29	都城市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について	9
議案	30	都城市物品調達基金条例を廃止する条例の制定について	15
議案	31	都城市消費生活センター設置条例の一部を改正する条例の制定について	21
議案	32	都城市債権管理条例の一部を改正する条例の制定について	27
議案	33	個人情報保護に関する法律の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例の制定について	33
議案	34	都城市スマートシティ推進条例の制定について	39
議案	35	都城市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	45
議案	36	都城市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	51
議案	37	都城市立美術館条例の一部を改正する条例の制定について	57
議案	38	都城市公民館条例の一部を改正する条例の制定について	63

種類	番号	件名	頁
議案	39	都城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	69
議案	40	都城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	77
議案	41	都城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	85
議案	42	都城市小・中学校医療的ケア運営協議会条例の制定について	91
議案	43	都城市山之口総合交流活性化センター施設整備基金条例等を廃止する条例の制定について	97
議案	44	都城市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について	103
議案	45	都城市温泉施設条例の一部を改正する条例の制定について	111
議案	46	都城市たちばな天文台条例の制定について	119
議案	47	工事請負契約の締結について	127
議案	48	財産の無償譲渡及び無償貸付けについて	131
議案	49	議決事項の変更について	143
議案	50	議決事項の変更について	147
議案	51	議決事項の変更について	151
議案	52	議決事項の変更について	155
議案	53	公の施設の指定管理者の指定について	159
議案	54	公の施設の指定管理者の指定について	173
議案	55	都城市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について	205
議案	56	都城市監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて	207
議案	57	都城市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて	209
諮問	1	人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて	213

議案第 28 号

令和 5 年度組織変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

令和 5 年度組織変更に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和 5 年 2 月 22 日提出

都城市長 池 田 宣 永

令和5年度組織変更に伴う関係条例の整理に関する条例
 (都城市部設置条例の一部改正)

第1条 都城市部設置条例(平成18年条例第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(部の設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次に掲げる部を置く。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p><u>(8)</u> (略)</p> <p><u>(9)</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(部の分掌事務)</p> <p>第2条 各部の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 福祉部</p> <p>ア 社会福祉に関する事項</p> <p>イ <u>母子保健衛生に関する事項</u></p>	<p>(部の設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次に掲げる部を置く。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) こども部</u></p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p><u>(8)</u> (略)</p> <p><u>(9)</u> (略)</p> <p><u>(10)</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(部の分掌事務)</p> <p>第2条 各部の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 福祉部</p> <p>ア 社会福祉に関する事項 <u>(こども部が分掌する事項を除く。)</u></p> <p><u>(6) こども部</u></p> <p>ア <u>児童福祉に関する事項</u></p> <p>イ <u>母子及び父子並びに寡婦福祉に関する事項</u></p>

(6) (略)	ウ <u>母子保健衛生に関する事項</u>
(7) (略)	(7) (略)
(8) (略)	(8) (略)
(9) (略)	(9) (略)
	(10) (略)

(都城市職員定数条例の一部改正)

第2条 都城市職員定数条例（平成18年条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(定数) 第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 (1) 市長の事務部局の職員 <u>1,016人</u> (2)～(6) (略) (7) 教育委員会の事務部局の職員及び教育委員会の所管に属する教育機関の職員 <u>89人</u> (8) 上下水道局の職員 <u>79人</u> (9) 消防機関の職員 <u>184人</u>	(定数) 第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 (1) 市長の事務部局の職員 <u>1,015人</u> (2)～(6) (略) (7) 教育委員会の事務部局の職員及び教育委員会の所管に属する教育機関の職員 <u>90人</u> (8) 上下水道局の職員 <u>78人</u> (9) 消防機関の職員 <u>185人</u>

(都城市子ども・子育て会議条例の一部改正)

第3条 都城市子ども・子育て会議条例（平成25年条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(庶務) 第9条 子育て会議の庶務は、 <u>福祉部</u> において所掌する。	(庶務) 第9条 子育て会議の庶務は、 <u>こども部</u> において所掌する。

(都城市いじめ問題再調査委員会条例の一部改正)

第4条 都城市いじめ問題再調査委員会条例（平成26年条例第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(庶務) 第10条 委員会の庶務は、 <u>福祉部</u> において所掌する。	(庶務) 第10条 委員会の庶務は、 <u>こども部</u> において所掌する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第28号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：総合政策部 総合政策課】

条例名	令和5年度組織変更に伴う関係条例の整理に関する条例		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行予定日	令和5年4月1日	制定年月	平成18年1月（第1条及び第2条） 平成25年6月（第3条） 平成26年12月（第4条）
制定改廃の目的・背景	令和5年度組織の見直しに伴い、関係条例の整理を図るため、所要の改正を行うもの。		
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	1 都城市部設置条例の一部改正（第1条） ・ こども部の新設に係る設置及び分掌事務に係る規定の追加 ・ こども部の新設に係る福祉部の分掌事務の調整 2 都城市職員定数条例の一部改正（第2条） ・ 各部局等の職員定数を令和5年4月1日時点の定数に変更 3 都城市子ども・子育て会議条例及び都城市いじめ問題再調査委員会条例の一部改正（第3条及び第4条） ・ 庶務所掌を福祉部からこども部へ変更		
関係する法令及びその条項	なし		
制定改廃を要する関係条例等	なし		
備考			

議案第29号

都城市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

都城市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年2月22日提出

都城市長 池田 宜永

都城市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例
 都城市印鑑登録及び証明に関する条例（平成18年条例第31号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（多機能端末機及び利用者操作用端末機による印鑑登録証明書の交付申請等）</p> <p>第16条 第14条及び前条第1項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、多機能端末機（地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して、本市の電子計算組織と電気通信回線により接続された端末機で、証明書を発行する機能を有するものをいう。）及び利用者操作用端末機（市の窓口に設置する端末機で、証明書の交付申請の機能を有するものをいう。）で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）を使用して、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</p>	<p>（多機能端末機及び利用者操作用端末機による印鑑登録証明書の交付申請等）</p> <p>第16条 第14条及び前条第1項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、多機能端末機（地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して、本市の電子計算組織と電気通信回線により接続された端末機で、証明書を発行する機能を有するものをいう。）及び利用者操作用端末機（市の窓口に設置する端末機で、証明書の交付申請の機能を有するものをいう。）で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）<u>以下「公的個人認証法」という。</u>）第22条第1項に規定する<u>個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。</u>）又はスマートフォン（自動データ処理機械の機能（例えば、複数のアプリケーション（サードパーティー製のものを含む。）のダウンロード及び作動の同時実行）を果たすように設計されたモバイルオペレーティングシステムを搭載した携帯回線網用の電話（デジタルカメラ、ナビシステムその他の機能を備えているかいないかを問わない。）をいう。）（<u>公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。</u>））を使用して、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</p>

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

議案第 29 号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：地域振興部 市民課】

条例名	都城市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行予定日	規則で定める日	制定年月	平成 18 年 1 月
制定改廃の目的・背景	電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の改正に伴い、印鑑登録証明書の申請における本人確認の手段として、電子証明書を搭載したスマートフォンを追加するため、所要の改正を行うもの。		
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	1 スマートフォンへの利用者証明用電子証明書の搭載（第 16 条） 多機能端末機及び利用者操作用端末機での印鑑登録証明書の申請における本人確認の手段として、従来のマイナンバーカードに加えて、新たにスマートフォンを位置づける		
関係する法令及びその条項	電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）		
制定改廃を要する関係条例等	なし		
備考			

議案第 30 号

都城市物品調達基金条例を廃止する条例の制定について

都城市物品調達基金条例を廃止する条例を別紙のとおり制定する。

令和 5 年 2 月 22 日提出

都城市長 池 田 宜 永

都城市物品調達基金条例を廃止する条例

都城市物品調達基金条例（平成18年条例第71号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第30号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：総務部 契約課】

条例名	都城市物品調達基金条例を廃止する条例		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input checked="" type="checkbox"/> 廃止		
施行予定日	令和5年4月1日	制定年月	平成18年1月
制定改廃の目的・背景	物品の集中調達により、その取得及び管理に関する事務を円滑かつ効率的に行うために設置している都城市物品調達基金について、近年の流通、供給体制に照らし、円滑な物品の調達という基金の設置目的が達成されたため、条例を廃止するもの。		
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	1 都城市物品調達基金条例の廃止		
関係する法令及びその条項	地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項		
制定改廃を要する関係条例等	なし		
備考			

議案第 31 号

都城市消費生活センター設置条例の一部を改正する条例の制定について

都城市消費生活センター設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 5 年 2 月 22 日提出

都城市長 池 田 宜 永

都城市消費生活センター設置条例の一部を改正する条例

都城市消費生活センター設置条例（平成28年条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(設置)</p> <p>第1条 市は、消費者安全を確保するため、消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）第10条の2第1項の規定に基づき、<u>都城市姫城町6街区21号</u>に都城市消費生活センター（以下「センター」という。）を置く。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 市は、消費者安全を確保するため、消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）第10条の2第1項の規定に基づき、<u>都城市姫城町4街区1号</u>に都城市消費生活センター（以下「センター」という。）を置く。</p>

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 3 1 号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：地域振興部 地域振興課】

条例名	都城市消費生活センター設置条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行予定日	令和 5 年 4 月 1 日	制定年月	平成 28 年 3 月
制定改廃の目的・背景	都城市消費生活センターが本庁舎本館から本庁舎北別館へ移転することに伴い、住所を変更するため、所要の改正を行うもの。		
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	1 住所の変更（第 1 条） 都城市姫城町 6 街区 21 号→同 4 街区 1 号		
関係する法令及びその条項	消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）		
制定改廃を要する関係条例等	なし		
備考			

議案第 32 号

都城市債権管理条例の一部を改正する条例の制定について

都城市債権管理条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 5 年 2 月 22 日提出

都城市長 池 田 宜 永

都城市債権管理条例の一部を改正する条例
 都城市債権管理条例（平成28年条例第44号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(延滞金)</p> <p>第7条 市長は、公債権（<u>延滞金を徴収しないものとして規則で定めるものを除く。</u>）について、債務者が督促状で指定された日までに納付しないときは、延滞金を徴収する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 非強制徴収公債権の延滞金の額は、当該非強制徴収公債権の未納額（当該未納額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該未納額が2,000円未満であるときは、当該端数又は当該金額を切り捨てる。）に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、<u>年5パーセントの割合</u>を乗じて計算した額（当該額に100円未満の端数があるとき、又は当該額の全額が1,000円未満であるときは、当該端数又は当該全額を切り捨てる。）とする。</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>(延滞金)</p> <p>第7条 市長は、公債権（<u>延滞金に関して法令等又はこれらに基づく規則に特別の定めがある場合を除く。</u>）について、債務者が督促状で指定された日までに納付しないときは、延滞金を徴収する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 非強制徴収公債権の延滞金の額は、当該非強制徴収公債権の未納額（当該未納額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該未納額が2,000円未満であるときは、当該端数又は当該金額を切り捨てる。）に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、<u>延滞金が生じた最初の時点における民法（明治29年法律第89号）第404条に規定する法定利率</u>を乗じて計算した額（当該額に100円未満の端数があるとき、又は当該額の全額が1,000円未満であるときは、当該端数又は当該全額を切り捨てる。）とする。</p> <p>4・5 (略)</p> <p><u>(遅延損害金)</u></p> <p>第8条 市長は、私債権（<u>遅延損害金に関して法令等又はこれらに基づく規則に特別の定めがある場合を除く。</u>）について、債務者が督促状で指定された日までに納付しないときは、遅延損害金を徴収する。</p> <p>2 <u>前条第3項から第5項までの規定は、前項の遅延損害金に準用する。この場合において、「非強制徴収公債権」とあるのは「私債権」と、「延滞金の額」とあるのは「遅延損害金（別に</u></p>

(徴収停止)
第8条 (略)
(債権の放棄)
第9条 (略)
(委任)
第10条 (略)

利率の定めのある場合を除く。)の額」と、「延滞金が生じた」とあるのは「遅延損害金が生じた」と、「延滞金を減免」とあるのは「遅延損害金を減免」と読み替えるものとする。
(徴収停止)
第9条 (略)
(債権の放棄)
第10条 (略)
(委任)
第11条 (略)

附 則
この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 32 号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：総務部 納税管理課】

条例名	都城市債権管理条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行予定日	令和 5 年 4 月 1 日	制定年月	平成 28 年 12 月
制定改廃の 目的・背景	民法の改正に伴い、非強制徴収公債権の延滞金の率を 3 年ごとに変動する法定利率に合わせるとともに、債務者間での公平を図る観点から、私債権に係る遅延損害金を徴収する旨の規定を加えるため、所要の改正を行うもの。		
条例案の概要 (制定理由・ 主な改正点)	1 非強制徴収公債権の延滞金の率の改正（第 7 条） 民法第 404 条の法定利率を適用 2 私債権に係る遅延損害金の徴収及び算出方法の規定の追加（第 8 条） 非強制徴収公債権の規定を準用		
関係する法令 及びその条項	民法（明治 29 年法律第 89 号）		
制定改廃を要する 関係条例等	なし		
備考			

議案第 33 号

個人情報の保護に関する法律の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例の制定について

個人情報の保護に関する法律の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 5 年 2 月 22 日提出

都城市長 池 田 宜 永

個人情報の保護に関する法律の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例
 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年条例第30号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則 （経過措置） 2・3 （略） 4 施行日の前日までにしたこの条例による改正前の都城市個人情報保護条例第35条で規制する行為（<u>デジタル社会の形成を図るための関係法律の整理に関する法律（令和3年法律第37号）附則第10条に係るものを除く。</u>）の処罰については、なお従前の例による。</p>	<p>附 則 （経過措置） 2・3 （略） 4 施行日の前日までにしたこの条例による改正前の都城市個人情報保護条例第35条第1項から第3項までで規制する行為の処罰については、なお従前の例による。</p>

附 則
 この条例は、公布の日から施行する。

議案第 33 号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：総務部 総務課】

条例名	個人情報保護に関する法律の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行予定日	公布の日	制定年月	令和 4 年 12 月
制定改廃の目的・背景	個人情報保護に関する法律の改正に伴う関係条例の整備に関する条例中、附則第 4 項の経過措置の表現について、検察庁からの教示があったことを受け、より平易な表現に変更するため、所要の改正を行うもの。		
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	1 経過措置中の規制行為に係る表現の変更（附則第 4 項）		
関係する法令及びその条項	個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）		
制定改廃を要する関係条例等	なし		
備考			

議案第 34 号

都城市スマートシティ推進条例の制定について

都城市スマートシティ推進条例を別紙のとおり制定する。

令和5年2月22日提出

都城市長 池田 宜永

都城市スマートシティ推進条例

(目的)

第1条 この条例は、デジタル技術を活用したまちの構築が市民等の利便性の向上に資するとともに、人口減少への対応その他の本市が直面する課題を解決する上で極めて重要であることに鑑み、デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号。以下「法」という。）の趣旨に基づき、基本原則及び市の施策の基本となる事項並びに市及び市民等の役割を定めることによって、デジタル技術を活用し地域の抱える諸課題の解決を行い、新たな価値を創出し続ける人間中心の安全で安心なまち（以下「スマートシティ」という。）を構築し、もって市民等の幸福度を向上させることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) デジタル技術 法第2条に規定する情報通信技術をいう。
- (2) 市民等 市内在住者、市内に勤務する者、市内で学ぶ者並びに市内で活動する事業者及び団体をいう。
- (3) 市民等の幸福 市民等が身体的、社会的及び精神的に良好な状態にあることをいう。
- (4) データ連携基盤 国、地方公共団体、事業者及び団体等が保有するデータについて相互の連携を確保するための基盤をいう。

(基本原則)

第3条 スマートシティの推進は、次に掲げる基本原則に基づき取り組まなければならない。

- (1) (Equity, Inclusion & Societal impact) デジタル技術による社会課題の解決を図ることで、全ての市民等がデジタル技術の恩恵を受けることを可能とし、誰一人取り残されることなく、自らの能力を発揮して社会に参画可能となる環境を整備すること。
- (2) (Transparency & Privacy) 情報の活用主体、目的及び内容の透明性を確保し、個人情報及びプライバシーの保護を図ることで、安全で安心な社会環境を整備すること。
- (3) (Operational & Financial Sustainability) デジタル技術の活用にお

いては、運用上及び財政上の持続可能性を確保すること。

(4) (Safety, Security & Resiliency) 災害、事故その他の非常事態が生じた場合において、被害の最小化及び迅速な復旧を図り、スマートシティの都市機能を維持するよう努めること。

(5) (Interoperability & Openness) データ連携基盤の構築及び運用に当たっては、分野や地域を越えたデータの交換や利活用を可能とし、開かれたデータの流通環境を確保すること。

(市の役割)

第4条 市は、前条に定める基本原則に基づき、市民等と連携し、及び協力しながら、スマートシティの推進に関する施策を総合的に実施するものとする。

2 市は、デジタル技術の利用のための能力又は知識経験が十分でない市民等への支援のため、及び年齢、身体的な条件、地理的な制約その他の要因に基づくデジタル技術の利用のための能力又は利用の機会における格差の是正を図るため、必要な施策を講じなければならない。

(市民等の役割)

第5条 市民等は、第3条に定める基本原則に基づき、市と連携し、スマートシティの推進に努めるものとする。

(推進体制)

第6条 市長は、スマートシティの推進に関する施策について総合調整を行うとともに、これを実効性のあるものとするための推進体制を整備しなければならない。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第34号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：総合政策部 デジタル統括課】

条例名	都城市スマートシティ推進条例		
制定改廃区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規制定 <input type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行予定日	令和5年4月1日	制定年月	新規制定
制定改廃の目的・背景	<p>デジタル技術を活用することにより、地域課題の解決を行い、新たな価値を創出し続ける人間中心のまちであるスマートシティを構築し、市民等の幸福度を向上させることを目的として、スマートシティの基本原則及び市の施策の基本となる事項並びに市及び市民等の役割を定めるため、条例を制定するもの。</p>		
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	<p>1 市民等の定義（第2条第2号） 「市内在住者、市内に勤務する者、市内で学ぶ者並びに市内で活動する事業者及び団体」として定義</p> <p>2 基本原則（第3条） G20 Global Smart Cities Alliance が提唱する基本原則に基づき5項目を規定</p> <p>3 市の役割（第4条） 基本原則によりつつ、市民等と連携、協力したスマートシティ推進施策の実施及び「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化」を図るための市民等の支援に向けた必要な施策の実施を規定</p> <p>4 市民等の役割（第5条） 基本原則によりつつ、市と連携したスマートシティの推進に努めることを規定</p>		
関係する法令及びその条項	<p>官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号） デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）</p>		
制定改廃を要する関係条例等	なし		
備考			

議案第 35 号

都城市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

都城市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 5 年 2 月 22 日提出

都城市長 池 田 宜 永

都城市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
 都城市子ども医療費の助成に関する条例（平成18年条例第125号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(助成額)</p> <p>第4条 市長は、助成対象者が保険給付を受けた場合は、<u>保険医療機関等（1の保険医療機関等で歯科及び歯科以外の医療を受けた場合における当該医療に関する給付は、2の保険医療機関等で行われたものとみなす。以下同じ。）ごとに、それぞれ1月につき、次の各号に規定する診療報酬明細書の区分に応じ、当該各号に掲げる額を助成するものとする。</u></p> <p>(1) <u>入院及び調剤 一部負担金</u></p> <p>(2) <u>入院外 次に掲げる区分に応じ定める額</u></p> <p>ア <u>乳幼児 一部負担金</u></p> <p>イ <u>小中学生 一部負担金から200円を控除して得た額</u></p> <p>2 <u>前項の助成については、他の法令等により国若しくは地方公共団体による医療給付を受けた場合又は医療保険各法の規定に基づく規則、定款等により付加給付を受ける定めがある場合は、助成額から当該給付額を除くものとする。</u></p>	<p>(助成額)</p> <p>第4条 市長は、助成対象者が保険給付を受けた場合は、<u>一部負担金の額を助成するものとする。この場合において、他の法令等により国若しくは地方公共団体による医療給付を受けた場合又は医療保険各法の規定に基づく規則、定款等により付加給付を受ける定めがある場合は、助成額から当該給付額を除くものとする。</u></p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の都城市子ども医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

議案第35号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：福祉部 こども課】

条例名	都城市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行予定日	令和5年4月1日	制定年月	平成18年1月
制定改廃の目的・背景	<p>保護者の経済的負担を軽減し、子どもの福祉の向上を図ることを目的として、中学生までの医療費の一部負担金について全額を助成するため、所要の改正を行うもの。</p>		
条例案の概要 (制定理由・ 主な改正点)	1 小中学生の通院時における自己負担額を無料化（第4条） ・改正前		
	区分	未就学児	小中学生
		医療機関窓口自己負担額	
	入院	無 料	
	通院	1 医療機関 / 200円	
	↓	・改正後	
区分	未就学児	小中学生	
	医療機関窓口自己負担額		
入院	無 料		
通院	無 料		
関係する法令及びその条項	なし		
制定改廃を要する関係条例等	なし		
備考			

議案第 36 号

都城市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

都城市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 5 年 2 月 22 日提出

都城市長 池 田 宣 永

都城市国民健康保険条例の一部を改正する条例
 都城市国民健康保険条例（平成18年条例第153号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（出産育児一時金）</p> <p>第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>40万8,000円</u>を支給する。ただし、市長が必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、当該出産育児一時金に3万円を上限とした額を加算するものとする。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（出産育児一時金）</p> <p>第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>48万8,000円</u>を支給する。ただし、市長が必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、当該出産育児一時金に3万円を上限とした額を加算するものとする。</p> <p>2 （略）</p>

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の前に出産した被保険者に係る都城市国民健康保険条例第6条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

議案第36号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：健康部 保険年金課】

条例名	都城市国民健康保険条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行予定日	令和5年4月1日	制定年月	平成18年1月
制定改廃の目的・背景	健康保険法施行令の改正に伴い、出産育児一時金の支給額を引き上げるため、所要の改正を行うもの。		
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	1 出産育児一時金の額の変更（第6条） 40万8,000円→48万8,000円 令和4年度における出産費用の全国的な平均推計額に基づく社会保障審議会医療保険部会による方針提示を受けて政令が改正されるもの		
関係する法令及びその条項	健康保険法（大正11年法律第70号）第101条 健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条		
制定改廃を要する関係条例等	なし		
備考			

議案第 37 号

都城市立美術館条例の一部を改正する条例の制定について

都城市立美術館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 5 年 2 月 22 日提出

都城市長 池 田 宣 永

都城市立美術館条例の一部を改正する条例
 都城市立美術館条例（平成18年条例第273号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（設置）</p> <p>第1条 美術の振興を図り市民文化の向上に資するとともに、文化活動の交流の場として供するため、<u>博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）第18条の規定に基づき</u>都城市姫城町7街区18号に都城市立美術館（以下「美術館」という。）を設置する。</p> <p>（使用料）</p> <p>第11条 使用料の額は、別表の金額と当該金額に消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額<u>を加えた額</u>とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（美術館協議会）</p> <p>第14条 <u>美術館に法第20条の規定に基づき</u>、美術館の運営について審議するため、都城市立美術館協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p> <p>2～4 （略）</p>	<p>（設置）</p> <p>第1条 美術の振興を図り市民文化の向上に資するとともに、文化活動の交流の場として供するため、<u>都城市姫城町7街区18号に都城市立美術館（以下「美術館」という。）を設置する。</u></p> <p>（使用料）</p> <p>第11条 使用料の額は、別表の金額と当該金額に消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額<u>との合計額</u>とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（美術館協議会）</p> <p>第14条 美術館の運営について審議するため、<u>博物館法（昭和26年法律第285号）第23条に規定する博物館協議会として</u>、都城市立美術館協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p> <p>2～4 （略）</p>

附 則
 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 37 号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：教育委員会 美術館】

条例名	都城市立美術館条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行予定日	令和 5 年 4 月 1 日	制定年月	平成 18 年 1 月
制定改廃の 目的・背景	博物館法の改正に伴い、引用条文の整理を行うため、所要の改正を行うもの。		
条例案の概要 (制定理由・ 主な改正点)	1 法改正に伴う引用法律条文の削除（第 1 条）及び変更（第 14 条） 2 その他字句の修正（第 11 条）		
関係する法令 及びその条項	博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）第 18 条及び第 20 条		
制定改廃を要す る関係条例等	なし		
備考			

議案第 38 号

都城市公民館条例の一部を改正する条例の制定について

都城市公民館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 5 年 2 月 22 日提出

都城市長 池 田 宣 永

都城市公民館条例の一部を改正する条例
 都城市公民館条例（平成21年条例第20号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
（名称、位置及び対象区域） 第4条 公民館の名称、位置及びその事業の対象となる区域（以下「対象区域」という。）は、次の表のとおりとする。				（名称、位置及び対象区域） 第4条 公民館の名称、位置及びその事業の対象となる区域（以下「対象区域」という。）は、次の表のとおりとする。			
名称		位置		名称		位置	
（略）		（略）		（略）		（略）	
妻ヶ丘地区公民館		都城市上東町17街区6号		妻ヶ丘地区公民館		都城市上東町13号1番	
（略）		妻ヶ丘中学校の通学区域		（略）		妻ヶ丘中学校の通学区域	
（略）		（略）		（略）		（略）	
2 （略）				2 （略）			
別表第1（第10条関係）				別表第1（第10条関係）			
区分		単位	基礎額	区分		単位	基礎額
公民館		（略）		公民館		（略）	
使用料	妻ヶ丘地区公民館	第1研修室	同上	300円	同上	同上	同上
		第2研修室	同上	100円	同上	同上	同上
		第3研修室	同上	100円	同上	同上	同上
		和室小	同上	200円	同上	同上	同上
		和室大	同上	500円	同上	同上	同上
		調理室	同上	300円	同上	同上	同上
		大会議室	同上	600円	同上	同上	同上
（略）		（略）		（略）		（略）	
（略）		（略）		（略）		（略）	
備考				備考			

1～3 (略)

1～3 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

(準備行為)

2 前項の規定にかかわらず、施行日以後の妻ヶ丘地区公民館に係る利用の許可、使用料の徴収等の準備行為については、施行日前においても行うことができる。

議案第38号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：教育委員会 生涯学習課】

条例名	都城市公民館条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行予定日	公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日	制定年月	平成21年3月
制定改廃の目的・背景	妻ヶ丘地区公民館の建て替えに伴い、仮設公民館の位置及び使用料を定めるため、所要の改正を行うもの。		
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	1 妻ヶ丘地区公民館の位置変更（第4条） 都城市上東町17街区6号 → 都城市上東町13号1番 2 仮設公民館の使用料を規定（別表第1） 会議室1、会議室2及びそれらを併用する場合のそれぞれの使用料について、 部屋面積に応じた使用料を規定 3 その他字句の修正（第4条）		
関係する法令及びその条項	なし		
制定改廃を要する関係条例等	なし		
備考			

議案第 39 号

都城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例の制定について

都城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 5 年 2 月 22 日提出

都城市長 池 田 宜 永

都城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
 都城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第31号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(放課後児童健全育成事業者と非常災害対策) 第6条 (略)</p>	<p>(放課後児童健全育成事業者と非常災害対策) 第6条 (略) <u>(安全計画の策定等)</u> 第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。 3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。 4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。 <u>(自動車を運行する場合の所在の確認)</u> 第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自</p>

(虐待等の禁止)

第12条 (略)

(衛生管理等)

第13条 (略)

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

附 則

(経過措置)

2 (略)

動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

(虐待等の禁止)

第12条 (略)

(業務継続計画の策定等)

第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

(衛生管理等)

第13条 (略)

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

附 則

(経過措置)

2 (略)

3 この条例の施行の際現に放課後児童健全育成事業が行われている放課後児童健全育成事業所であって、一の支援の単位を構成する児童の数について第10条第4項に規定する基準に適合していないものに対する同条第2項及び第4項の規定の適用については、同日から平成32年3月31日までの間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)		
第10条第4項	(略)	

4 この条例の施行の日から令和5年3月31日までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの(令和5年3月31日までに修了することを予定している者を含む。)」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の改正規定は、公布の日から施行する。
(安全計画の策定等に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の都城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第6条の2の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

3 この条例の施行の際現に放課後児童健全育成事業が行われている放課後児童健全育成事業所であって、一の支援の単位を構成する児童の数について第10条第5項に規定する基準に適合していないものに対する同条第2項及び第5項の規定の適用については、同日から令和2年3月31日までの間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)		
第10条第5項	(略)	

4 この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間、第10条第4項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの(令和8年3月31日までに修了することを予定している者を含む。)」とする。

議案第 39 号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：福祉部 保育課】

条例名	都城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行予定日	令和 5 年 4 月 1 日 (附則第 4 項の改正規定は公布の日)	制定年月	平成 26 年 9 月
制定改廃の目的・背景	<p>放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、放課後児童健全育成事業者に安全計画の策定を義務付ける等、利用児童の安全確保を図るとともに、放課後児童健全育成事業所（放課後児童クラブ）の運営に不可欠な放課後児童支援員について、その資格要件を緩和することによって人員の確保を図るため、所要の改正を行うもの。</p>		
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	<p>1 利用児童の安全確保のための諸方策の策定 放課後児童健全育成事業者に対し、以下の諸方策について、義務付けないし努力義務として規定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全計画の策定等（第 6 条の 2）※ 1 年間の経過措置あり ・自動車を運行する場合の利用者の所在の確認（第 6 条の 3） ・業務継続計画の策定等（第 12 条の 2） ・衛生管理等に係る職員の研修、訓練（第 13 条） <p>2 放課後児童クラブにおける放課後児童支援員の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緩和期間を 3 年間延長 <p>3 その他字句の修正</p>		
関係する法令及びその条項	<p>児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号） 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 66 号） 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）</p>		
制定改廃を要する関係条例等	なし		
備考			

議案第40号

都城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例の制定について

都城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年2月22日提出

都城市長 池田 宜永

都城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
 都城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第32号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（家庭的保育事業者等と非常災害） 第7条 （略）</p>	<p>（家庭的保育事業者等と非常災害） 第7条 （略） <u>（安全計画の策定等）</u> 第7条の2 <u>家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u> 2 <u>家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u> 3 <u>家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</u> 4 <u>家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</u> <u>（自動車を運行する場合の所在の確認）</u> 第7条の3 <u>家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる</u></p>

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第13条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し法第47条第3項の規定により懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(衛生管理等)

第14条 (略)

2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業者を除く。)は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う保育に支障がない場合に限り、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

第13条 削除

(衛生管理等)

第14条 (略)

2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに

3～5 (略)

附 則

(小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例)

第6条～第9条 (略)

感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3～5 (略)

附 則

(小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例)

第6条～第9条 (略)

(自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置)

第10条 第7条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下この条において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第13条の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第 40 号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：福祉部 保育課】

条例名	都城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行予定日	令和 5 年 4 月 1 日 (第 13 条の改正規定は公布の日)	制定年月	平成 26 年 9 月
制定改廃の目的・背景	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、自動車を運行する場合の利用者の所在の確認を義務付ける等、利用乳幼児の安全確保を図るため、所要の改正を行うもの。		
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	<p>1 利用乳幼児の安全確保のための諸方策の策定 家庭的保育事業者等に対し、以下の諸方策について規定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全計画の策定等（第 7 条の 2） ・自動車を運行する場合の所在の確認及び利用乳幼児の送迎のために日常的に運行する自動車へのブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置の取り付け（第 7 条の 3）※ブザー等の取り付けについて 1 年間の経過措置あり ・懲戒に係る権限の濫用禁止の規定を削除（第 13 条） 親権者の懲戒権に係る規定を削り、子の監護及び教育における子の人格を尊重する義務を定める民法改正を受けた児童福祉法の改正に合わせるもの ・衛生管理等に係る職員の研修、訓練（第 14 条） <p>2 施設の複合化における人員の確保等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準を改正（第 10 条） 		
関係する法令及びその条項	民法（明治 29 年法律第 89 号） 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号） 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 66 号） 民法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 102 号） 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）		
制定改廃を要する関係条例等	なし		
備考			

議案第 4 1 号

都城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

都城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 5 年 2 月 2 2 日提出

都城市長 池 田 宜 永

都城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
 都城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p><u>（懲戒に係る権限の濫用禁止）</u> <u>第26条 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</u> （準用） 第50条 第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）について」と、第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「施設型給付費（法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下」とあるのは「地域型保育給付費（法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育</p>	<p>第26条 <u>削除</u> （準用） 第50条 第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで、<u>第23条から第25条まで及び第27条から第33条まで</u>の規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）について」と、第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「施設型給付費（法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下」とあるのは「地域型保育給付費（法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を</p>

を提供したことを証する書類」とあるのは「特定地域型保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定地域型保育を提供したことを証する書類」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と読み替えるものとする。

記載した特定教育・保育を提供したことを証する書類」とあるのは「特定地域型保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定地域型保育を提供したことを証する書類」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 4 1 号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：福祉部 保育課】

条例名	都城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行予定日	公布の日	制定年月	平成 26 年 9 月
制定改廃の目的・背景	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うもの。		
条例案の概要 (制定理由・ 主な改正点)	<p>1 懲戒に係る権限の濫用禁止の規定を削除（第 26 条） 親権者の懲戒権に係る規定を削り、子の監護及び教育における子の人格を尊重する義務を定める民法改正を受けた児童福祉法の改正に合わせるもの</p> <p>2 第 26 条の削除に伴う修正（第 50 条）</p>		
関係する法令 及びその条項	<p>民法（明治 29 年法律第 89 号） 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号） 民法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 102 号） 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）</p>		
制定改廃を要する 関係条例等	なし		
備考			

議案第 4 2 号

都城市小・中学校医療的ケア運営協議会条例の制定について

都城市小・中学校医療的ケア運営協議会条例を別紙のとおり制定する。

令和 5 年 2 月 2 2 日提出

都城市長 池 田 宜 永

都城市小・中学校医療的ケア運営協議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、都城市小・中学校医療的ケア運営協議会の設置、組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 教育委員会の諮問に応じ、都城市立小・中学校（以下「学校」という。）に在籍する日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアが必要な児童生徒の学校における医療的ケアの在り方及び人的配置、その家族への支援等について、次に掲げる事項を調査、審議等するため、都城市小・中学校医療的ケア運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置する。

- (1) 学校における医療的ケア児の現状把握に関すること。
- (2) 医療的ケア児の就学及び看護師配置の在り方に関すること。
- (3) ガイドライン及び実施要項の策定及び改定に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特に教育委員会が諮問した事項に関すること。

(組織)

第3条 運営協議会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 医師
- (3) 看護師
- (4) 法曹関係者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 運営協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、運営協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 運営協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 運営協議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し、必要な事項は教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(都城市特別職に属する非常勤職員の報酬、費用弁償等及び証人等の実費弁償に関する条例の一部改正)

2 都城市特別職に属する非常勤職員の報酬、費用弁償等及び証人等の実費弁償に関する条例（平成18年条例第49号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号の表学校給食センター運営審議会委員の項の次に次のように加える。

小・中学校医療的ケア運営協議会	日額 7,000円	同上
-----------------	-----------	----

議案第 4 2 号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：教育委員会 学校教育課】

条例名	都城市小・中学校医療的ケア運営協議会条例		
制定改廃区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規制定 <input type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行予定日	令和 5 年 4 月 1 日	制定年月	新規制定
制定改廃の目的・背景	学校における医療的ケア児に関する総括的な管理体制の構築や支援、就学等について、専門的な知見に沿って調査、審議等を行うことを目的とした小・中学校医療的ケア運営協議会を設置するため、条例を制定するもの。		
条例案の概要 (制定理由・ 主な改正点)	1 運営協議会の役割（第 2 条） 教育委員会の諮問に応じ、市立小・中学校における医療的ケアの在り方及び人的配置、その家族への支援等について、調査、審議等する 2 運営協議会の構成（第 3 条） 学識経験者、医師、看護師、法曹関係者に加え、教育委員会が必要と認める者のうちから、5 人以内で組織する		
関係する法令 及びその条項	地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和 3 年法律第 81 号）第 10 条		
制定改廃を要する 関係条例等	都城市特別職に属する非常勤職員の報酬、費用弁償等及び証人等の実費弁償に関する条例（平成 18 年第 49 号）		
備考			

議案第43号

都城市山之口総合交流活性化センター施設整備基金条例等を廃止する
条例の制定について

都城市山之口総合交流活性化センター施設整備基金条例等を廃止する条例を別紙
のとおり制定する。

令和5年2月22日提出

都城市長 池田 宜永

都城市山之口総合交流活性化センター施設整備基金条例等を廃止する条例次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 都城市山之口総合交流活性化センター施設整備基金条例（平成18年条例第75号）
- (2) 都城市山田温泉施設管理基金条例（平成18年条例第89号）
- (3) 都城市高崎温泉施設整備基金条例（平成18年条例第90号）

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 43 号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：商工観光部 みやこんじょPR課】

条例名	都城市山之口総合交流活性化センター施設整備基金条例等を廃止する条例		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input checked="" type="checkbox"/> 廃止		
施行予定日	令和 5 年 4 月 1 日	制定年月	平成 18 年 1 月（山之口） 平成 18 年 1 月（山田） 平成 18 年 1 月（高崎）
制定改廃の目的・背景	温泉施設の民間事業者への譲渡に伴い、各施設の維持管理及び施設整備を行う経費に充てるために設置された各基金条例を廃止するもの。		
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	1 以下 3 条例の廃止 (1) 都城市山之口総合交流活性化センター施設整備基金条例 (2) 都城市山田温泉施設管理基金条例 (3) 都城市高崎温泉施設整備基金条例		
関係する法令及びその条項	地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 241 条第 1 項		
制定改廃を要する関係条例等	なし		
備考			

議案第 4 4 号

都城市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

都城市都市公園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 5 年 2 月 2 2 日提出

都城市長 池 田 宣 永

都城市都市公園条例の一部を改正する条例
 都城市都市公園条例（平成22年条例第42号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後				
別表第1（第7条、第21条関係） 1～7（略） 8 高崎総合公園の施設を利用する場合 （1）～（5）（略） （6） <u>たちばな天文台</u> 等					別表第1（第7条、第21条関係） 1～7（略） 8 高崎総合公園の施設を利用する場合 （1）～（5）（略） （6） <u>たちばな北斗ハウス</u> 等				
区分		単位	基礎額	単位当たりの使用料の額	区分		単位	基礎額	単位当たりの使用料の額
たちばな天文台	中学生以上	1回	290円	<u>基礎額と消費税及び地方消費税相当額との合計額とする。この場合において、単位当たりの使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。</u>	たちばな北斗ハウス	A型（5人用1棟）	（略）	（略）	<u>基礎額と消費税及び地方消費税相当額との合計額とする。この場合において、単位当たりの使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。</u>
	小学生	同上	195円	同上					（略）
たちばな北斗ハウス		A型（5人用1棟）	（略）	同上	たちばな北斗ハウス		A型（5人用1棟）	（略）	（略）
（略）					（略）				

温水プール棟	個人利用	小学生	1回	195円	同上
	専用利用	中学生以上	同上	390円	同上
		一部(1コース当たり)	1時間	400円	同上
	専用利用	全面	同上	3,000円	同上
		トレーニング室	高校生以下	1回	100円
	研修室	大人	同上	150円	同上
		室利用	1時間	300円	同上
		冷暖房設備	同上	150円	同上
	パークゴルフ場	プレー代	同上	(略)	
		(略)			
(略)					

備考

- 1 「泊」とは、午後3時から翌日の午前10時までの利用とする。
- 2 プールの「専用利用」とは、コースを独占的に使用する

パークゴルフ場	プレー代	1回	(略)
	(略)		
(略)			

備考

「泊」とは、午後3時から翌日の午前10時までの利用とする。

場合をいう。

3 プールの専用利用は、5人以上の団体に限る。

別表第2（第7条関係）

有料施設等		利用時間	
(略)			
高崎総合公園	たちばな天文台	金曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「国民の休日」という。)の前日に当たる日	午前10時から午後3時まで及び午後7時から午後10時まで
		都城市学校管理運営規則(平成18年都教委規則第17号)第9条に規定する夏季休業日(以下「学校の夏季休業日」という。)	同上
	上記以外の日	午前10時から午後3時まで	
たちばな北斗ハウス	(略)		
温水プール	日曜日及び国民の休日	午前10時から午後6時まで	

別表第2（第7条関係）

有料施設等		利用時間	
(略)			
高崎総合公園			
たちばな北斗ハウス	(略)		

	<u>月曜日から土曜日まで及び学校の夏季休業日(日曜日及び国民の休日を含む。)</u>	<u>午前10時から午後8時まで</u>
(略)		

別表第3 (第8条関係)

有料施設等		休園日
(略)		
高崎総合公園	<u>たちばな天文台</u>	<u>木曜日。ただし、その日が学校の夏季休業日に当たるときを除く。</u>
	たちばな北斗ハウス	(略)
	<u>温水プール</u>	<u>木曜日。ただし、その日が学校の夏季休業日に当たるときを除く。</u>
	(略)	
(略)		

(略)		

別表第3 (第8条関係)

有料施設等		休園日
(略)		
高崎総合公園	たちばな北斗ハウス	(略)
	(略)	
	(略)	
(略)		

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 4 4 号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：商工観光部 みやこんじょPR課】

条例名	都城市都市公園条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行予定日	令和 5 年 4 月 1 日	制定年月	平成 22 年 12 月
制定改廃の 目的・背景	都城市高崎総合公園温水プール棟の民間事業者への譲渡に伴い、温泉プール棟に係る規定を削るとともに、同公園内所在のたちばな天文台の運営を指定管理から直営に変更するに当たって、同天文台の管理運営を適切に行うための単独条例を制定することに伴い、同天文台に係る規定を削るため、所要の改正を行うもの。		
条例案の概要 (制定理由・ 主な改正点)	1 都城市高崎総合公園温水プール棟に係る規定の削除（別表第 1 から別表第 3 まで） 2 たちばな天文台に係る規定の削除（同上）		
関係する法令 及びその条項	なし		
制定改廃を要する 関係条例等	都城市高崎温泉施設整備基金条例（平成 18 年条例第 90 号） 都城市温泉施設条例（令和 4 年条例第 37 号） 都城市たちばな天文台条例（今議会に提案）		
備考			

議案第 4 5 号

都城市温泉施設条例の一部を改正する条例の制定について

都城市温泉施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 5 年 2 月 2 2 日提出

都城市長 池 田 宣 永

都城市温泉施設条例の一部を改正する条例

都城市温泉施設条例（令和4年条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後														
<p>(設置)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>2 施設の名称及び位置は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="241 533 1102 769"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>都城市山田総合交流ターミナル複合施設</td> <td>都城市山田町中霧島3340番地2</td> </tr> <tr> <td><u>都城市高崎総合公園温泉交流センター</u></td> <td><u>都城市高崎町大牟田1332番地8</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(利用時間)</p> <p>第7条 施設の利用時間は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 都城市高崎総合公園温泉交流センター 午前6時から午後9時30分まで。ただし、宿泊の場合は、午後4時から翌日の午前10時まで</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(休館日)</p> <p>第8条 施設の休館日は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 都城市高崎総合公園温泉交流センター 毎月第3木曜日(宿泊の場合は前日の水曜日の午後4時から翌日の金曜日の午前10時まで)。ただし、当該日が国民の休日又は8月15日</u></p>	名称	位置	(略)		都城市山田総合交流ターミナル複合施設	都城市山田町中霧島3340番地2	<u>都城市高崎総合公園温泉交流センター</u>	<u>都城市高崎町大牟田1332番地8</u>	<p>(設置)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>2 施設の名称及び位置は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1137 533 1984 769"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>都城市山田総合交流ターミナル複合施設</td> <td>都城市山田町中霧島3340番地2</td> </tr> </tbody> </table> <p>(利用時間)</p> <p>第7条 施設の利用時間は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(休館日)</p> <p>第8条 施設の利用時間は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	名称	位置	(略)		都城市山田総合交流ターミナル複合施設	都城市山田町中霧島3340番地2
名称	位置														
(略)															
都城市山田総合交流ターミナル複合施設	都城市山田町中霧島3340番地2														
<u>都城市高崎総合公園温泉交流センター</u>	<u>都城市高崎町大牟田1332番地8</u>														
名称	位置														
(略)															
都城市山田総合交流ターミナル複合施設	都城市山田町中霧島3340番地2														

に当たるときは翌週の木曜日（宿泊の場合は前日の水曜日の午後4時から翌日の金曜日の午前10時まで）

2 (略)

別表（第15条関係）

名称	区分	単位	基礎額	単位当たりの使用料の額
都城市	(略)			
高城健康増進センター	研修室使用料	(略)		
	レストラン使用料	1月	190,480円	同上
	売店使用料	同上	19,050円	同上
(略)				
山田温泉源給湯	(略)			
都城市高崎総合公園温泉交流センター	一般入浴	1人	770円	基礎額と消費税及び地方消費税相当額との合計額とする。この場合において、単位当たりの使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
	家族風呂	同上	1,150円	同上

2 (略)

別表（第15条関係）

名称	区分	単位	基礎額	単位当たりの使用料の額
都城市	(略)			
高城健康増進センター	研修室使用料	(略)		
(略)				
山田温泉源給湯	(略)			

宿泊（2階4人用1室）	1泊	18,290円	同上
同上（3階7人用1室）	同上	27,430円	同上
休憩	1室	3,430円	同上
会議	同上	22,860円	同上

備考

1・2 （略）

3 上記レストラン使用料及び売店使用料は、飲食業、販売業等の営業を目的に使用する場合に適用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

備考

1・2 （略）

議案第 45 号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：商工観光部 みやこんじょPR課】

条例名	都城市温泉施設条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行予定日	公布の日	制定年月	令和 4 年 12 月
制定改廃の目的・背景	都城市高崎総合公園温泉交流センター（ラスパたかざき）の民間事業者への譲渡に伴い、使用料等の関係規定を削るとともに、温泉施設における指定管理業務の範囲等について、施設間の整合を図るため、所要の改正を行うもの。		
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	1 ラスパたかざきに係る規定の削除（第 1 条、第 7 条、第 8 条及び別表） 2 観音さくらの里のレストラン使用料及び売店使用料に係る規定の削除（別表）		
関係する法令及びその条項	なし		
制定改廃を要する関係条例等	都城市山之口総合交流活性化センター施設整備基金条例（平成 18 年条例第 75 号） 都城市高崎温泉施設整備基金条例（平成 18 年条例第 90 号） 都城市都市公園条例（平成 22 年条例第 42 号）		
備考			

議案第46号

都城市たちばな天文台条例の制定について

都城市たちばな天文台条例を別紙のとおり制定する。

令和5年2月22日提出

都城市長 池田 宜永

都城市たちばな天文台条例

(趣旨)

第1条 この条例は、天文知識の普及及び科学教育の啓発並びに観光の振興を図るため、都城市都市公園条例（平成22年条例第42号）に規定する高崎総合公園内に設置する都城市たちばな天文台（以下「天文台」という。）の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 天文台は、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を実施する。

- (1) 利用者への望遠鏡等を使用した観測の支援に関する業務
- (2) 天文に関するイベントや講習会等に関する業務
- (3) 天文に関する資料の収集、保存、展示等に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、天文知識の普及及び科学教育の啓発並びに観光の振興のため必要な業務

(職員)

第3条 天文台に台長を置き、専門的職員その他必要な職員を置くことができる。

(開館時間)

第4条 天文台の開館時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 金曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の前日に当たる日及び都城市学校管理運営規則（平成18年都教委規則第17号）第9条に規定する夏季休業日（以下「学校の夏季休業日」という。） 午前10時から午後3時まで及び午後7時から午後10時まで
- (2) 前号以外の日 午前10時から午後3時まで

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第5条 天文台の休館日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 木曜日。ただし、その日が学校の夏季休業日に当たるときを除く。
- (2) 1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、休館日を変更することができる。

(入館料)

第6条 天文台に入館しようとする者は、別表に定める入館料を納付しなければならない。

(入館料の免除)

第7条 次の各号のいずれかに該当するときは、入館料を徴収しない。

(1) 土曜日に小学生、中学生及び高校生（高等専門学校及びこれに準ずるものに在学する者を含む。以下同じ。）が入館するとき。

(2) 県等が「家庭の日」として定める毎月第3日曜日に小学校就学前子ども（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。）、小学生、中学生又は高校生及びその者に同伴する家族が入館するとき。

(3) 国民の祝日に関する法律第2条に定めるこどもの日に小学生、中学生及び高校生が入館するとき。

(4) 国民の祝日に関する法律第2条に定める文化の日に入館するとき。

(5) 心身障害者が療育手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳（以下この号において「手帳等」という。）若しくは手帳等の記載内容を登載したスマートフォン（自動データ処理機械の機能（例えば、複数のアプリケーション（サードパーティー製のものを含む。）のダウンロード及び作動の同時実行）を果たすように設計されたモバイルオペレーティングシステムを搭載した携帯回線網用の電話（デジタルカメラ、ナビシステムその他の機能を備えているかいないかを問わない。）をいう。）等のアプリケーション（市が認めるものに限る。）により当該手帳等が表示された画面を提示したとき及び当該心身障害者の介護者が入館するとき。

(6) 国又は地方公共団体の職員が施設の状況調査又は研究のため入館するとき。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、入館料を免除することができる。

(1) 社会福祉施設（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第2号若

しくは第3号又は第3項第2号、第2号の2若しくは第4号に規定する事業に係る施設をいう。)に入通所している者及びその引率者が入館するとき。

(2) 学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校をいう。)に在学する者及びその引率者が学校教育活動として入館するとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。

(入館制限)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

(1) 施設、展示品等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(2) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反し、又はそのおそれがあると認められるとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、管理上支障があると認められるとき。

(損害賠償)

第9条 天文台の施設、展示品等を汚損し、損傷し、又は滅失した者は、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第10条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日より前に都城市都市公園条例(平成22年条例第42号)第4条第1項の規定に基づき指定を受けた天文台の指定管理者から有効期間を定めて天文台に入館を許可された者については、第6条の規定にかかわらず、当該有効期間内の入館については入館料を徴収しないものとする。

別表(第6条関係)

区分	単位	基礎額	単位当たりの入館料の額
中学生以上	1人	290円	基礎額と当該金額に消費税法(昭

			和63年法律第108号) に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法 (昭和25年法律第226号) に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額との合計額とする。この場合において、単位当たりの使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
小学生	同上	100円	同上

議案第 46 号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：商工観光部 みやこんじょPR課】

条例名	都城市たちばな天文台条例		
制定改廃区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規制定 <input type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行予定日	令和 5 年 4 月 1 日	制定年月	新規制定
制定改廃の目的・背景	都城市高崎総合公園内所在のたちばな天文台の運営を指定管理から直営に変更することに伴い、同天文台の管理運営を適切に行うため、条例を制定するもの。		
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	1 条例の趣旨（第 1 条） 天文知識の普及及び科学教育の啓発並びに観光の振興を図るため、天文台の管理に関し、必要な事項を定める 2 職員（第 3 条） 専門的職員を置くことができる旨規定 3 入館料（第 6 条及び別表） 中学生以上は 290 円／人、小学生は 100 円／人（いずれも税別） 4 入館料の免除（第 7 条） 都城市都城歴史資料館等と同内容を規定		
関係する法令及びその条項	都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）		
制定改廃を要する関係条例等	都城市都市公園条例（平成 22 年条例第 42 号）		
備考			

議案第 47 号

工事請負契約の締結について

社会資本整備総合交付金事業 山之口運動公園補助競技場フィールド整備工事の施行に伴い、次のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項並びに都城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年2月22日提出

都城市長 池田 宜永

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 社会資本整備総合交付金事業 山之口運動公園補助競技場フィールド整備工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約の金額 | 1,056,000,000円 |
| 4 契約の相手方 | 大淀・丸昭・桜木 特定建設工事共同企業体
代表者 都城市上長飯町5427番地1
大淀開発 株式会社 |

議案第47号関係資料

社会資本整備総合交付金事業 山之口運動公園補助競技場フィールド整備工事

- 1 工事概要 土工 N=1式
 散水施設工 N=1式
 排水施設工 N=1式
 電気通信施設工 N=1式
 グラウンドコート舗装工 A=19134.3m²
 グラウンドコート施設整備工 N=1式
 地盤改良工 N=1式
 付帯工 N=1式
- 2 予定価格 1,081,127,300円(消費税及び地方消費税込み)
 982,843,000円(消費税及び地方消費税抜き)
- 3 落札価格 1,056,000,000円(消費税及び地方消費税込み)
 960,000,000円(消費税及び地方消費税抜き)
- 4 落札率 97.67%

5 入札参加業者及び入札結果

入札参加業者	第1回入札金額(円)	摘要
吉原・木場・丸宮 特定建設工事共同企業体 (50:30:20)	963,180,000	
大淀・丸昭・桜木 特定建設工事共同企業体 (45:35:20)	960,000,000	落札
徳満・真栄・南星 特定建設工事共同企業体 (40:35:25)	964,200,000	

備考 入札金額は、消費税及び地方消費税抜きの金額である。

議案第48号

財産の無償譲渡及び無償貸付けについて

次のとおり財産を無償で譲渡し、及び無償で貸し付けることについて、地方自治法第96条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年2月22日提出

都城市長 池田 宜永

1 財産の内容

(1) 無償譲渡財産

別記1 譲渡財産一覧のとおり

(2) 無償貸付財産

別記2 貸付財産一覧のとおり

2 相手方

熊本県八代市袋町1番45号いずみビル2階
株式会社 大環

3 貸付期間

令和5年4月1日から令和15年3月31日まで

4 理由

都城市高崎総合公園温泉交流センター及び温水プールについて、民間事業者の企画力、資金力、ノウハウ等を最大限活用し施設存続及び地域活性化を図るため、公募型プロポーザルにより選定した上記事業者に、建物等の無償譲渡及び敷地の

無償貸付けを行うもの。

なお、本件財産については、上記事業者が今後設立する次の新会社に譲渡・貸付先としての地位を移転することを、市としてあらかじめ承諾するものとする。

5 新 会 社

都城市高崎町大牟田 1 3 3 2 番 8 (予定)

ラスパたかざき株式会社 (仮称)

(株式会社 大環の 1 0 0 % 出資により令和 5 年 4 月設立予定)

別記1 譲渡財産一覧

1 建物

所在地	家屋番号	種類	構造	延床面積 (㎡)	
都城市高崎町大 牟田字平木	1332 番 8 の 1	公衆浴場・旅 館・研修所	鉄筋コンクリート	1階 1,843.72	
			造合金メッキ鋼板	2階 288.00	
			ぶき・陸屋根地下	3階 288.00	
			1階付3階建	地下1階 349.81	
		附 属 建 物	公衆浴場	木造合金メッキ 鋼板ぶき平屋建	39.44
			公衆浴場	木造合金メッキ 鋼板ぶき平屋建	37.96
			休憩所	軽量鉄骨造亜鉛 メッキ鋼板ぶき 平屋建	26.49
	集塵庫		軽量鉄骨造亜鉛 メッキ鋼板ぶき 平屋建	10.45	
物置	軽量鉄骨造ビニ ール板ぶき平屋 建		11.55		
物置	コンクリートブ ロック造スレー トぶき平屋建	6.03			
	1332 番 8 の 2	屋内プール	鉄骨造合金メッ キ鋼板ぶき地下1 階付平屋建	1階 1,620.81 地下1階 163.76	

※建物の付帯設備を含む。

2 備品

品名	規格等	数量
〇A机	W1800 CS-188TLCG	1台
高机	TC-1860SE	19台
両袖机	300AG-147	1台
片袖机		6台
脇机	W400 JD-T047E-B	1台
二人用机	W1600 JD-T167P-L3L	3台
二人用袖付机	300AG-1672PL	1台
長机パネルなし	SKI-1845	18台
長机パネル付	SKI-1845P	2台
長椅子	LC-2301	5脚
長椅子	LC-2300LC	6脚
長椅子 背なし	W1800	3脚
長椅子 背付	W1800	2脚
長椅子用サイドテーブル	W345	2脚
シャワー椅子		1脚
シャワー車椅子		1台
椅子用台車		6台
応接椅子		12脚
籐スツール		3脚
回転椅子	KT-5111	8脚
肘付回転椅子	KT-5231	2脚
車椅子		1台
コインロッカー		1台
コインロッカー 10人用		20台
コインロッカー 4人用	リターン式鍵	2台
ロッカー	LK-6N	3台
ロッカー	L-67 6人用	2台
ロッカー	L-37 3人用	1台

品名	規格等	数量
カーテン		8 枚
防災カーテン		1 式
防災レースカーテン		1 式
アルミ料理鍋	60 cm	1 個
ガスフライヤー		1 台
ガスレンジ		1 台
ガス検知器		1 個
キャビネット		1 台
クリーンテーブル		1 台
コースロープ巻取機		1 台
サービスシンク		1 式
サービステーブル		1 台
サービスワゴン	9W12 型	3 台
シューズボックス 50 口	スリッパ棚	1 台
シューズロッカー40 口	W1100	5 台
シンク付台		1 式
スタンドサイン		2 台
スポーツタイマー		1 個
ソイルドテーブル		1 台
ソファベッド		1 台
ダイニングテーブル	GT-26 ブラウン	9 台
テーブル	RCL-701LNBB	3 台
タオル棚		2 台
テーブルキャビネット		1 台
デッキチェア		2 脚
テレビ	プラズマテレビ 37 インチ	1 台
テレビ	プラズマテレビ 42 インチ	1 台
テレビ	プラズマテレビ 50 インチ	1 台
テレビ	液晶テレビ 22 インチ	12 台

品名	規格等	数量
テレビ	液晶テレビ 26 インチ	1 台
テレビ	液晶テレビ 32 インチ	1 台
テレビ BS 共聴設備		1 式
テレビ共聴設備		1 式
テレビ台		1 台
パーテーション	W1800 ZA-66-4	3 枚
パンフレットスタンド	COT-F3	2 台
ビート板整理棚		1 台
プールカバー	1800×27m	8 枚
プールカバー巻取機	W1800	1 台
プールカバー巻取機用芯棒	W1800	3 本
プールクリーナー手動式		1 台
プールサイドテーブル		3 脚
プールフロアセンサー板付		23 台
プールフロア角 R 付		2 台
フラワーボックス	FH-15R	2 個
ベンチ		7 脚
ポリッシャー 掃除機		1 台
マガジンラック	H754	1 台
ラックシェルフ		1 台
チェストプレス		1 台
ラットブル		1 台
レッグエクステーション		1 台
レッグカール		1 台
レッグプレス		1 台
移動式白板	H-36K	1 台
羽毛羊毛組ふとん		30 組
演台		1 台
応接テーブル		6 台

品名	規格等	数量
拡声器		1 台
歓迎プレート	IS-20	1 台
監視台		2 台
機械携帯工具セット		1 式
金庫	SDP-XN	1 台
戸棚		1 台
行事予定板		1 台
座卓		23 台
座卓兼用テーブル	JK-1860	40 台
作業台		1 台
傘立		3 台
舟型シンク		1 式
商品売台		2 台
焼物機 ガス	RGP-46A	1 台
上棚		2 台
食器洗淨機		1 台
食品戸棚		1 台
新聞掛け	640NSL	1 台
炊飯器	5 升炊き	2 台
寸銅鍋		5 個
盛付台		1 台
精密体重計		1 台
専用脚立	XAM-300	4 脚
掃除用具入		1 台
台車	RB キャリー S/OH	1 台
茶用沸騰器	EW-45N4A	1 台
調理台		1 台
陳列台		8 台
吊戸棚		1 台

品名	規格等	数量
電動四段変速ドリル		1 個
二槽シンク		1 式
二段はしご	HC2-71	1 脚
売店用ハンガー		1 台
白板	H-R36	1 台
保温ジャー	THS-C80	2 台
保管庫		2 台
防水ストップウォッチ		1 個
木製ベンチ		4 脚
油絵		6 枚
冷凍庫		1 台
冷蔵庫		14 台
和風衝立		5 台
普通乗合自動車	宮崎 200 さ 00-29	1 台

3 温泉権

湧出場所	都城市高崎町大牟田字平木 1364 番 5
県の許可年月日	掘削許可 平成 7 年 6 月 8 日 (シレイ 245-195-3)

4 その他施設等

- (1) 源泉ポンプ及び建屋並びにタンク等の付帯設備
- (2) 源泉から譲渡建物までの供給管
- (3) 井水ポンプ及び井戸ピットから譲渡建物までの供給管

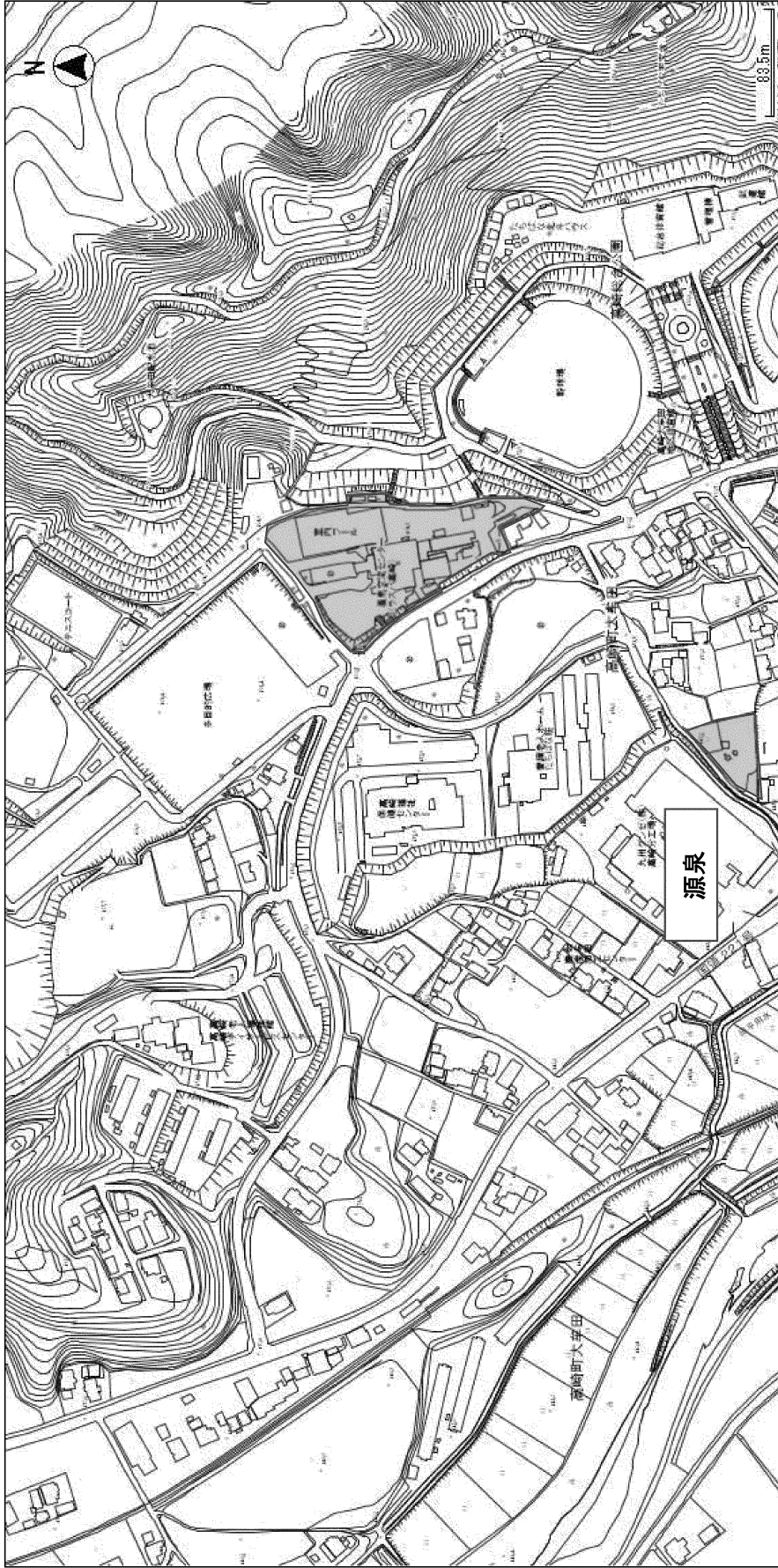
別記2 貸付財産一覧

1 土地

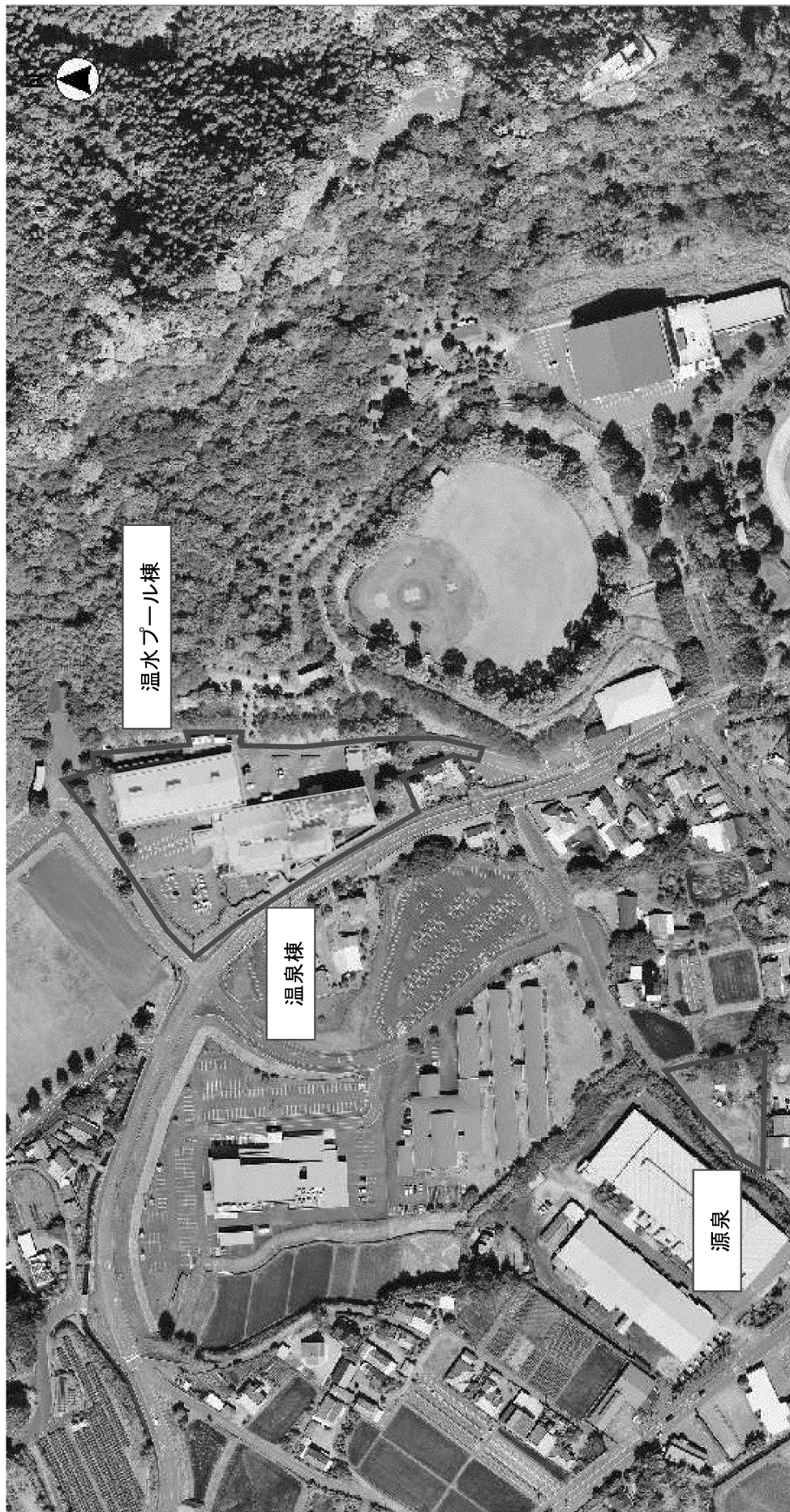
所在	地番	地目	地積 (㎡)	貸付範囲	備考
都城市高崎町大牟田字平木	1332 番 1	公園	5,277	全部	
	1332 番 8	公園	5,035	全部	
	1332 番 7	公園	10,280	一部	
	1332 番 9	公園	18,392	一部	
	1364 番 5	雑種地	2,184	全部	源泉

※上記に係る図面、航空写真等を基本として、当事者現地確認の上合意した範囲とする。

都城市高崎総合公園温泉交流センター及び温水プール（位置図）



都城市高崎総合公園温泉交流センター及び温水プール【譲渡財産（建物）及び貸付財産（土地）】



議案第49号

議決事項の変更について

平成20年9月25日に議決された議案第149号「財産の無償貸付けについて」の一部を下記のとおり変更する。

令和5年2月22日提出

都城市長 池田 宜永

記

貸付けの目的を次のように改める。

- 1 貸付けの目的 社会福祉法人さくら福祉会が幼保連携型認定こども園の用地として使用するため

議案第 149 号

財産の無償貸付けについて

次のとおり土地を無償で貸し付けることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 20 年 9 月 18 日提出

都城市長 長 峯 誠

- 1 貸付けの目的 社会福祉法人さくら福祉会が保育所施設の用地として使用するため
- 2 土地の所在地、地目及び面積

所在地	地目	面積 (㎡)
都城市下川東 2 丁目 3351 番地	宅地	914.00
都城市下川東 2 丁目 3352 番地	宅地	885.00
合 計		1,799.00

- 3 貸 付 期 間 平成 21 年 4 月 1 日から平成 41 年 3 月 31 日まで
- 4 貸付けの相手方 都城市下水流町 2964 番地 3
社会福祉法人さくら福祉会
理事長 櫻井 ハツ子

変更理由

- (1) 公立保育所の民営化に伴い、土地の無償貸付契約を議会の議決を得て締結している。平成27年度の子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、保育所と幼稚園の機能を備えた「認定こども園」が新たに設けられ、民営化した保育所のうち、6保育所が認定こども園へ既に移行し、1保育所が令和5年4月から移行予定である。現在の契約では、使用貸借物件の使用目的が保育所となっているため、幼保連携型認定こども園へ変更するものである。
- (2) 現在の契約では、使用目的は社会福祉法第2条第3項第2号に規定する「保育所」として使用することとしており、同項第2号の2に規定されている「幼保連携型認定こども園」として使用することは含まれていない。
- (3) 幼保連携型認定こども園も保育所機能を備えているが、保育所は児童福祉法第39条、幼保連携型認定こども園は同法第39条の2で規定されており、施設としての根拠法令が異なるため、「保育所≠幼保連携型認定こども園」となる。

議案第50号

議決事項の変更について

平成20年9月25日に議決された議案第150号「財産の無償貸付けについて」の一部を下記のとおり変更する。

令和5年2月22日提出

都城市長 池田 宜永

記

貸付けの目的を次のように改める。

- 1 貸付けの目的 社会福祉法人都城市社会福祉協議会が保育所又は幼保連携型認定こども園の用地として使用するため

議案第 150 号

財産の無償貸付けについて

次のとおり土地を無償で貸し付けることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 20 年 9 月 18 日提出

都城市長 長 峯 誠

- 1 貸付けの目的 社会福祉法人都城市社会福祉協議会が保育所施設の用地として使用するため

2 土地の所在地、地目及び面積

所在地	地目	面積 (㎡)
都城市山田町中霧島 3270 番地 1	宅地	3,033.23
都城市山田町中霧島 3270 番地 12	宅地	220.22
都城市山田町中霧島 3270 番地 13	宅地	214.31
都城市高崎町前田 748 番地 3 の一部	田	515.00
都城市高崎町前田 748 番地 4	宅地	279.89
都城市高崎町前田 748 番地 5 の一部	田	483.00
都城市高崎町前田 748 番地 6 の一部	畑	113.00
都城市高崎町前田 748 番地 7	田	144.00
都城市高崎町前田 749 番地 3	宅地	408.59
都城市高崎町前田 749 番地 4	宅地	301.33
都城市高崎町前田 750 番地 1	宅地	228.46
都城市高崎町前田 750 番地 2	宅地	371.34
都城市高崎町大牟田 2093 番地 17	宅地	1,240.91
都城市高崎町縄瀬 1408 番地	宅地	2,967.22

都城市高崎町笛水 949 番地 1	宅地	960.56
合 計		11,481.06

3 貸付期間 平成21年4月1日から平成41年3月31日まで

4 貸付けの相手方 都城市松元町4街区17号
 社会福祉法人都城市社会福祉協議会
 会長 佐々木 鴻 昭

議案第 5 1 号

議決事項の変更について

平成 2 5 年 9 月 2 4 日に議決された議案第 1 2 3 号「財産の無償貸付けについて」の一部を下記のとおり変更する。

令和 5 年 2 月 2 2 日提出

都城市長 池 田 宜 永

記

貸付けの目的を次のように改める。

- 1 貸付けの目的 社会福祉法人小鳩会が幼保連携型認定こども園の用地として使用するため

議案第 5 1 号関係資料

議案第 1 2 3 号

財産の無償貸付けについて

次のとおり土地を無償で貸し付けることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 2 5 年 9 月 2 日提出

都城市長 池 田 宜 永

1 貸付けの目的 社会福祉法人小鳩会が保育所施設の用地として使用するため

2 土地の所在地番、地目及び面積

所在地番	地目	面積（㎡）
都城市菖蒲原町 27 号 1 番 2	宅地	1,990.78
合	計	1,990.78

3 貸 付 期 間 平成 2 6 年 4 月 1 日から平成 4 6 年 3 月 3 1 日まで

4 貸付けの相手方 都城市志比田町 5 7 7 9 番地 2
社会福祉法人 小鳩会

議案第 5 2 号

議決事項の変更について

平成 3 0 年 6 月 2 7 日に議決された議案第 7 7 号「財産の無償貸付けについて」の一部を下記のとおり変更する。

令和 5 年 2 月 2 2 日提出

都城市長 池 田 宜 永

記

貸付けの目的を次のように改める。

- 1 貸付けの目的 社会福祉法人万ヶ塚福社会が幼保連携型認定こども園の用地として使用するため

議案第 7 7 号

財産の無償貸付けについて

次のとおり土地の無償貸付けを行うことについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 3 0 年 6 月 8 日提出

都城市長 池 田 宜 永

1 貸付けの目的 社会福祉法人万ヶ塚福社会が保育所施設の用地として使用するため

2 土地の所在地、地目及び面積

所在地	地目	面積 (㎡)
都城市金田町 2 8 0 1 番	畑	1, 3 2 9
都城市金田町 2 8 0 2 番 1	田	1, 2 4 2
都城市金田町 2 8 0 2 番 2	田	1 6 4
都城市金田町 2 7 6 5 番 2 4	雑種地	7 9

3 貸 付 期 間 平成 3 0 年 7 月 1 日から平成 5 0 年 3 月 3 1 日まで

4 貸付けの相手方 都城市山田町山田 9 7 2 8 番地の 4 0
社会福祉法人 万ヶ塚福社会

議案第 5 3 号

公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項及び都城市山之口青井岳観光施設条例第 6 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 5 年 2 月 2 2 日提出

都城市長 池 田 宜 永

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
青井岳キャンプ場
- 2 指定管理者となる団体の名称
ヤマブルー株式会社
- 3 指定の期間
令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日まで

青井岳キャンプ場指定管理者候補者選定の概要

青井岳キャンプ場の指定管理者については、次のとおり候補となる団体を非公募により選定しました。
 なお、選定された団体を指定管理者とする議案が、令和5年3月議会で可決された場合には、同団体が指定管理者として、本施設の管理運営に当たることとなります。

1. 指定管理者候補者の概要

(1) 団体の名称

ヤマブルー株式会社

※申請団体であるエストレジャー有限会社の100%出資により設立され、別紙事業計画書に記載のとおり、新会社が指定管理を行う予定。

(2) 代表者名

代表取締役 大山 直樹

(3) 所在地

都城市山之口町山之口 2123 番地

(4) 設立年月日

令和5年2月1日

(5) 従業員数

50名(予定)

(6) 業務内容

- ・ホテル、飲食店、浴場及びサウナの経営
- ・キャンプ場、アウトドア施設の経営
- ・不動産の所有、運用、管理、賃貸借、売買及び不動産取引仲介業
- ・インターネット、携帯情報端末機を活用した広告及び通信販売業
- ・自動車、バイクのレンタル業

2. 指定期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日(1年間)

3. 施設及び業務の概要

(1) 施設概要

施設名及び所在地	施設規模
青井岳キャンプ場 都城市山之口町山之口 2119 番地4	ログハウス1棟(30人収容、身障者トイレ付き) 面積:149.20 m ² ケビン4棟 面積:各 38.00 m ² 炊飯棟2棟 面積:計 46.20 m ² 便所1棟 面積:29.00 m ² シャワー棟1棟(男女別) 面積:21.56 m ² 倉庫1棟 面積:28.79 m ² 管理棟1棟 面積:58.31 m ²

(2) 業務概要

- ①施設の運営に関する業務
- ②施設の維持管理に関する業務
- ③施設の安全管理に関する業務

- ④月報の報告に関する業務
- ⑤その他都城市が必要と認める業務

4. 事業計画の概要 事業計画書のとおり

5. 選定結果の概要

(1) 非公募により候補者を選定した理由

青井岳キャンプ場については、都城市山之口観光施設5施設のうち、同キャンプ場を除く総合交流活性化センター(青井岳荘)外3施設の民間譲渡から1年遅れで指定管理者候補者へ施設譲渡する予定としているが、同キャンプ場を譲渡するまでの1年間は、公の施設としての管理が必要となる。

また、譲渡までの管理運営については、期間が1年という短期間となるが、既に温泉施設等の譲渡先事業者が決まっていることもあり、民間譲渡までの臨時的な措置である。

このため、同候補者が管理運営する方が、運営事業者が変わることなくスムーズに民間譲渡に移行することができ、また、サービスの継続性が確保される点においても、利用者にとって有益である。

さらに、同キャンプ場と温泉施設等を同候補者が一体的に活用することで、相乗効果による利用促進、利用者の利便性の向上が図られるとともに、より効果的な管理運営が期待できると判断されるため、非公募により候補者を選定した。

(2) 申請書類の審査結果

①「市民の平等な利用が確保されること」

公の施設の管理を市に代わって行う事を常に自覚し、市民に「公平な立場」で接し、市民の平等な利用確保とサービスの提供を行うとの考えのもと、利用者からの苦情を業務改善のチャンスと捉え、利用者を分け隔てなく平等に接遇できる人材を育成するための定期的な接遇研修の実施について提案がなされている。

②「事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること」

利用者ニーズを的確に把握するためのアンケートの実施や、問題改善のための体制づくりが図られている。また、ホームページで利用案内、イベント情報などの最新の情報を提供する等、施設の広報・PRによる利用拡大を図る取り組み等の提案がなされている。

③「経済的な管理運営が図られ、経費配分が適正であること」

指定管理者候補者となる当該団体は、部署別採算制度を導入し運営するため、社員一人ひとりが売上と利益を考慮しながら働くことで自主的な経営が期待できる。

また、修繕費については、こまめな点検・修繕により大規模修繕に繋がらないよう工夫しつつ、委託料については、外部委託だけに頼らない業務計画を作成し、日常清掃部分は出来る限り職員で実施するなど、経費の節減が図られている。

④「事業計画に沿った管理を安定的に行う物的能力及び人的能力を有していること」

当該団体の親会社は、宮崎第一ホテル(宮崎市)を運営されており、これまで指定管理業務の実績はないが、ホテル経営で培ってきた経験やノウハウ等を活かし、管理を安定的に行う能力を有している。

⑤「地域に貢献する取り組みが確保されているか」

魅力ある職場づくりによって雇用拡大を図り、職場環境を改善することで若者の県外流出防止を目指し、地元、移住者及び障がい者雇用にも力を入れる等、雇用の受け皿になることが提案されている。

また、修繕の地元業者への依頼や、交通安全・消防・防災・防犯活動の積極的な推進等、地域貢献についても期待される。

⑥「その他、公の施設を管理させるに当たり必要な基準」

令和5年4月から当該団体が運営を開始する総合交流活性化センター(青井岳荘)外施設との連携によって、地域だけでなく、県内外から多くの集客が可能となり、その相乗効果が期待できる。

また、地域住民や団体との協働によるワークショップやイベント開催が計画されており、近隣施設等を活用した中山間地域の振興が期待される。

(事業計画書)

事業計画書

申請団体名 エストレジャー有限会社
希望する施設名 青井岳キャンプ場

(1) 市民の平等な利用に関すること
<p>① 当該施設の管理運営方針等について</p> <p>青井岳キャンプ場は、全国とろみの湯ベスト10にも選ばれた青井岳温泉に程近く、青井岳自然公園等と一体となった観光拠点施設としての役割を果たしていく必要があります。</p> <p>当該施設は、7月から8月までの約2ヶ月間の期間限定として賑わいをみせており、青井岳溪谷の清流境川沿いに位置する同施設は、ケビン、大型ログハウス等を完備し、子供達の利用も多い施設となっています。</p> <p>当該施設の管理運営にあたっては、「公の施設」であることを念頭に、市の管理運営方針を基本とし、管理運営業務に関する協定書、条例、施行規則および関係法令を遵守します。</p> <p>また、ホテル経営で培ってきた経験やノウハウ、ネットワークを生かしながら、令和5年4月から運営を開始する青井岳荘等と一元的に管理運営し、戦略的な経営により、その効果を最大限地域へ還元できるように努め、指定管理者としての使命を果たします。</p> <p>なお、青井岳キャンプ場の指定管理については、令和5年2月、エストレジャー有限会社の100%出資による新会社を設立し、この新会社が行う予定としています。</p>
<p>② 市民の平等利用の確保について</p> <ul style="list-style-type: none">指定管理者業務仕様書及び関係法令等を遵守し、市民の平等な利用確保とサービスの提供を行います。公の施設の管理を市に代わって行う事を常に自覚し、市民に「公平な立場」で接し、広くその利用に供する施設運営を行い、特定の法人、団体、個人等に有利又は不利となる取扱いを行わないよう対応します。利用者に対して、分け隔てなく平等に接遇できる人材を育成するため、定期的な接遇研修を行います。
<p>③ 当該施設に係る相談や苦情等への対応について</p> <ul style="list-style-type: none">苦情については、業務改善のチャンスと捉えて、真摯に受け止め対応します。寄せられた相談や苦情は、社員全員に周知し、情報共有を図りながら業務改善に努めます。苦情やトラブルの対応マニュアル等についての定期的な研修を実施し、迅速かつ的確な対応に努めます。日頃から利用者の意見に耳を傾け、懇切丁寧かつ的確な対応に心がけることにより、苦情・トラブル等を未然に防止します。
<p>④ 環境に配慮した取組みについて</p> <ul style="list-style-type: none">都城市環境基本条例を遵守し、指定管理者及び事業者として、その責務を果たします。ごみ、危険物の処理につきましては、都城市の分別処理・リサイクルシステムに沿って行います。歯ブラシ等のアメニティは竹や木製等の販売に切り替え、プラスチック製品の削減を行います。
(2) 施設効用の発揮に関すること
<p>① サービス・利便性の維持向上を図るための方法について</p> <ul style="list-style-type: none">当該施設の設置目的である観光振興に寄与するためには、利用者を増やしていくことが重要です。常にサービス向上の意欲をもって、最良のサービス提供により、リピーターや新規利用者の確保に努めます。交流の場や憩いの場として、利用者が安全・安心に快適に利用していただけるような管理運営に努めます。幼児から高齢者まで幅広い年齢層に親しまれる施設づくりを目指します。

事業計画書

申請団体名 エストレジャー有限会社

希望する施設名 青井岳キャンプ場

② 利用者からのニーズへの対応について

- ・宿泊者にアンケートを実施しニーズの把握に努めます。また、アンケートだけではなく、施設内に意見箱を設置することにより、利用者ニーズを的確に把握し迅速に対応します。
- ・利用者の声に耳を傾けられるよう、口コミチェック、アンケートチェックなど毎日チェックし、問題があればすぐに改善できる体制を整え、改善の難易度が高い場合にも社内の失敗科学委員会が対策を講じます。

③ 利用者を増やすための工夫について

- ・インターネット予約システムを導入し、ケビン・バンガロー宿泊等の利用促進を図ります。
- ・ホームページで利用案内やイベント情報など最新の情報を提供し、利用拡大を図ります。
- ・ホームページのコンテンツの充実やアクセシビリティの向上を図り、施設情報やイベント情報等を随時、公開・発信することにより、市内外の新規利用者を開拓します。
- ・夏休み企画イベントを開催し、施設の広報・PRを図ります。

④ 自己の収入となる事業計画・収支見込等について

- ・施設利用者の増に努め、売店・自動販売機等による売上収入の増を図ります。
- ・夏休み企画イベントを開催し、集客を図ります。

⑤ 利用料金(案)について

区分		単位	条例基礎額	利用料金
入村料		1人	50円	50円
ログハウス	1泊	1戸	30,000円	33,000円
	休憩	1戸	16,000円	17,600円
ケビン	1泊	1戸	8,000円	8,800円
	休憩	1戸	2,490円	2,730円
貸テント(大型)	1泊	1張り	4,500円	4,950円
	休憩	1張り	2,000円	2,200円
貸テント(小型)	1泊	1張り	1,500円	1,650円
持込テント(大型)	1泊	1張り	1,500円	1,650円
持込テント(小型)	1泊	1張り	500円	550円
シャワー室		1回(3分)	100円	100円

(3) 経済的な管理運営に関すること

① 経費節減等の具体的な内容について

- ・修繕費については、こまめな点検・修繕により大規模修繕に繋がらないよう工夫しつつ、毎年度一定の金額を確保します。
- ・委託料については、外部委託だけに頼らない業務計画を作成し、日常清掃部分は出来る限り職員で実施します。また、軽微な作業は職員で行い、経費の節減に努めます。
- ・当社では部署別採算制度を導入しており、各部署が一つの会社と見立て、売り上げ目標を立て運営しています。社員一人ひとりが売上と利益を考慮しながら働くことで自主的な経営ができています。青井岳温泉でも

事業計画書

申請団体名 エストレジャー有限会社

希望する施設名 青井岳キャンプ場

同じ運営方法を行う予定としており、温泉部門、レストラン部門、売店部門、カフェ部門、岩盤浴部門、宿泊部門、キッズパーク部門、設備庭園部門、総務経理部門とキャンプ部門の計10の部門に分けて採算制度を導入します。

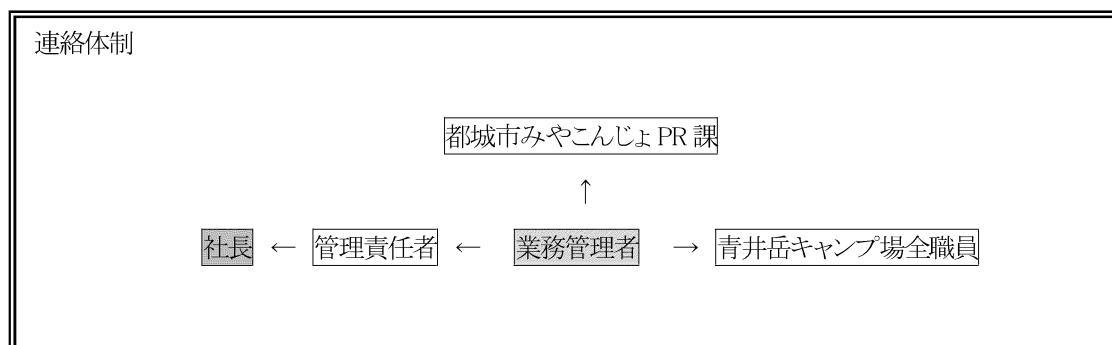
② 清掃・維持補修等に関する考え方について(委託する場合は、その委託先等)

- ・清掃は、職員により実施しますが、職員でできない部分の清掃・保守点検等は専門業者に委託(浄化槽・清掃公社 貯水タンク)するなど、快適な環境づくりに努めます。
- ・宿泊施設(バンガロー、ケビン)においては、清掃を徹底し、安全で快適な空間を提供します。
- ・また、観光施設であることを十分認識し、トイレ清掃は重点的に行うとともに、清掃・日常点検及び管理業務の実施にあたっては、観光客や施設利用者の邪魔にならないよう細心の注意を払います。
- ・施設の維持補修については、こまめな点検を行い、軽易なものについては、大きな修繕に繋がらないよう速やかな対応を心がけます。

(4) 安定的な施設の管理運営に関すること

① 施設管理運営のための人員体制、連絡体制、勤務体制及び責任体制等について

- ・管理責任者、施設管理業務・清掃業務・修繕従事者(3名)、施設清掃のアルバイト(5名)の計8名を配置し、管理運営を行います。
- ・繁忙期には、臨時職員・アルバイト要員を適宜雇用して対応しますが、どうしても人員が不足する場合には、当社社員で即対応できる体制を構築しています。
- ・災害や不測事案等が発生した場合の、緊急時連絡体制を構築し、迅速かつ的確な対応により利用者の安全確保や施設保全を図ります。また、防火管理者を選任し、消防計画に基づき年2回消防訓練を実施するとともに、講習会も計画的に実施し安全管理に取り組みます。
- ・不測事案等は速やかに都城市にも報告し、対応不能な場合は協議し、解決します。



② 職員の指導育成、研修体制について

- ・当社のモチベーションの高さの理由として、業務時間の10%程度を研修に充てており、社内社外研修を充実させることによって社員の働きがいのある環境を作ることから生まれていると考えています。
- ・外部研修においては、年間研修費用約300万円の予算を組んでおります。研修による成長で自らさまざまな改善や企画をするようになり、当ホテルでは社員の自発的な改善報告という形で年間4000~5000個の改善を行っております。

事業計画書

申請団体名 エストレジャー有限公司

希望する施設名 青井岳キャンプ場

・おもてなしの基本である行き届いた清掃や環境整備のノウハウを学ぶ為に茶道研修も行っており、宮崎第一ホテルでは社員の防災への意識を高める為の研修や、AED 研修を行い、誰でも心肺蘇生ができるようにしております。

・指定管理者として公共の利益を実現する接客研修や人権研修を行うとともに、スキルアップのための専門研修により人材育成に取り組めます。

・サービス業に従事する者としての心構え、特に挨拶等の基本的な接客について、定期的に社員研修会を実施し、サービス向上を図ります。

・情報管理や法令遵守に係る意識を浸透させるためのコンプライアンス研修を実施します。

③ 利用団体への指導及び育成支援について

・施設利用団体(者)に対しては、施設利用申請時や予約時に、利用者の立場に立ったわかり易く丁寧な説明を行います。また、次の利用者が気持ちよく使えるよう、施設利用にあたっての基本的なルールについても、理解を頂けるよう指導を行います。

・各種施設の利用団体とは、良好な関係を保持し、共に高めていけるような関係を構築します。利用団体からの意見を聴取し、より利用しやすい仕組みを構築します。

④ 災害時の対応、連絡体制等について

・大雨や地震等により、土砂災害が敷地内で起こる可能性を想定し、事前対策と備蓄品で利用者や社員が安心できるような対策を講じます。「もしも」に備えて最低でも 3 日間は孤立したとしても問題が無いように青井岳荘に備蓄を行うこととしております。

・災害時の対応については、「防災マニュアル」に沿って職員1人1人がその役割を理解し、迅速、的確な行動により利用者の安全を確保します。

・夏休み等利用者の多い期間における災害の発生については、職員を救護業務にあたらせる等、利用者の保護に万全を期します。

・災害や不測事案等が発生した場合の、緊急時連絡体制を構築し、迅速かつ的確な対応により利用者の安全確保や施設保全を図るとともに、不測事案等は速やかに都城市に報告し、対応不能な場合は事前に協議します。

・担架・AED・医薬品等の緊急用品は常備し、緊急時に迅速に対応できるようにします。

⑤ 個人情報保護、情報公開及び労働法令等の考え方について

・個人情報保護については、研修会を開催し、社員が業務上知り得た情報には守秘義務があることについて周知徹底します。また、情報管理責任者を配置し、組織的に対応します。

・情報公開についても都城市情報公開条例を遵守しその公開にあたっては、都城市とも十分な協議・連携を図り慎重な取り扱いに努めます。

・労働法令等については、労働基準監督署や社会保険労務士などの専門家の指導を受けながら、就業規則、労働基準法を遵守して適切な労働管理を行い、法令遵守に努め、楽しい健康的な職場環境づくりに努めます。

事業計画書

申請団体名 エストレジャー有限公司

希望する施設名 青井岳キャンプ場

(5) 地域への貢献に関すること

① 地域雇用についての考え方

- ・魅力ある職場を作る事によって、雇用の拡大を図り、職場環境を改善することで、若者の県外流出防止を目指します。
- ・地元雇用と移住者雇用にも力を入れ、若者の県外流出を防ぐ為の雇用の受け皿にします。
- ・当社では障害者雇用の法定義務も満たしており、さらに社会貢献の一つとして 就労支援施設から毎日 20 人程度が来社し、2～5 時間程度、個性に応じた内容の業務委託をしております本人にもご家族にも大変喜ばれております。

② 地域貢献に関する具体的な取り組み内容について

- ・地域経済活性化の為には、修繕も地元業者へ依頼したいと考えます。
- ・交通安全活動や消防・防災活動、防犯活動を積極的に推進し、地域に貢献します。

(6) その他、公の施設を管理するにあたり必要な基準に関すること

① 地域振興に関する考え方について

- ・令和5年4月から運営を開始する青井岳荘外施設との連携によって、相乗効果が期待でき、地域の方だけでなく、県内外から多くの集客が可能となり、地域振興に繋がります。
- ・施設を提供するだけでなく、地域住民や団体との協働によるワークショップやイベントを開催し、施設全体の楽しみ方を提案します。
- ・近くの青井岳駅という無人駅を活用した集客と知名度向上を目指し、中山間地域の振興に繋がりたいと考えます。(例えば、JR 九州の観光列車「36 ぷらす3」を活用した撮影会イベントの開催等)

(7) 公の施設を管理するにあたりアピールしたいこと

おもてなしを心掛けてまいります。

第 19 期

決 算 報 告 書

令和 3年 2月 1日から

令和 4年 1月 31日まで

エストレジャー 株式会社

(法人番号:4350002008011)

貸借対照表

商号 エストレジャー 有限会社

代表者 大山 直樹

令和 4年 1月31日現在

(単位:円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部) I 流動資産 現金及び預金 売掛金 棚前短期貸付 未収金 卸払金 期収金 未払金	(521,691,808) 501,665,276 13,513,357 905,755 563,988 170,000 4,372,828 500,604	(負債の部) I 流動負債 短期借入金 未払金 未払法人税等 未払消費税 前払金 預り金 仮受保証金	(98,625,515) 50,000,000 21,985,038 749,154 182,500 9,235,600 1,903,752 -39,379 260,750 14,348,100
II 固定資産 有形固定資産 建物 構築物 機械及び器具 備品 土地	(811,252,906) (808,951,184) 569,537,598 3,420,698 13,310,613 5,918,689 216,763,586	II 固定負債 長期借入金	(1,031,314,717) 1,031,314,717
無形固定資産 ソフトウェア	(273,334) 273,334	負債の部合計 1,129,940,232	
投資その他の資産 繰延消費税等	(2,028,388) 2,001,000 27,388	(純資産の部) I 株主資本 1. 資本金 2. 資本剰余金 3. 利益剰余金 (1)その他利益剰余金 繰越利益剰余金	(203,004,482) 60,000,000 (0) (143,004,482) (143,004,482) 143,004,482
III 繰延資産	(0)	II 評価・換算差額等 III 新株予約権	(0) (0)
資産の部合計	1,332,944,714	純資産の部合計	203,004,482
		負債・純資産の部合計	1,332,944,714



V80439

損益計算書

令和 3年 2月 1日から
令和 4年 1月31日まで

商号 エストレジャー 有限会社

(単位：円)

科 目	金 額		
I 売上高 売上高 売上高 売上高 売上高	34,595,369 238,277,895 7,159,022	280,032,286	280,032,286
II 売上 売上 売上 売上 売上	12,420,805	268,609 12,420,805 12,689,414 465,365	12,224,049 267,808,237
III 販売費 販売費 販売費 販売費 販売費		303,390,032	303,390,032 35,581,795
IV 営業 営業 営業 営業 営業		4,460 40,000 11,898,992	11,943,452
V 営業 営業 営業 営業 営業		10,074,872 50,684	10,125,556
経常 経常 経常 経常 経常			33,763,899
VI 特別 特別 特別 特別 特別		0	0
VII 特別 特別 特別 特別 特別		0	0
税引前当期純損失 法人税、住民税及び事業税 当期純損失		182,500	33,763,899 182,500 33,946,399

販売費及び一般管理費の計算内訳

令和 3年 2月 1日から
令和 4年 1月31日まで

(単位：円)

科	目	金	額
旅	費	通	費
広	告	伝	費
販	売	進	費
役	員	報	酬
給	料	手	当
従	業	員	与
法	定	福	費
福	利	厚	費
減	価	償	料
リ	一	ス	賃
地	代	家	費
修			費
通	道	繕	費
水	税	信	費
租	待	光	費
接		熱	課
保	交	公	費
備	險	際	料
支	品	耗	費
車	消	品	料
図	私	手	費
清	書	両	費
研		印	費
雑		掃	費
合		修	費
			計
			303,390,032

棚卸資産の計算内訳

令和 4年 1月31日現在

(単位：円)

科	目	金	額
商		品	465,365
貯	蔵	品	440,390
合		計	905,755

議案第 5 4 号

公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項、都城市高城観音池公園施設条例第 4 条第 1 項、都城市山田地区温泉施設条例第 4 条第 1 項、都城市都市公園条例第 4 条第 1 項、都城市都市公園以外の公園に関する条例第 5 条第 1 項、都城市高城竹楽のおサト施設条例第 5 条第 1 項及び都城市地区体育館条例第 5 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 5 年 2 月 2 2 日提出

都城市長 池 田 宜 永

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
都城市高城健康増進センター、都城市高城ふれあいセンター、観音池公園、都城市高城竹楽のおサト、都城市山田体育館、都城市山田木之川内体育センター、都城市山田谷頭トレーニングセンター、都城市山田総合交流ターミナル複合施設、山田運動公園、山田第 2 運動公園、一堂ヶ丘公園、谷頭駅前買物公園、かかしの里市民広場、高崎総合公園（野球場、総合体育館、陸上競技場、庭球場、多目的広場、たちばな北斗ハウス、パークゴルフ場、R V パーク）及び都城市高崎大傘田地区体育館

- 2 指定管理者となる団体の名称
都城ぼんち地域振興株式会社

3 指定の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

都城市温泉施設等指定管理者候補者選定の概要

都城市温泉施設等の指定管理者については、次のとおり候補となる団体を非公募により選定しました。
 なお、選定された団体を指定管理者とする議案が、令和5年3月議会で可決された場合には、同団体が指定管理者として、本施設の管理運営に当たることとなります。

1. 指定管理者候補者の概要

(1) 団体の名称

都城ほんち地域振興株式会社

(2) 代表者名

代表取締役 小川 広美

(3) 所在地

都城市高城町石山 4195 番地

(4) 設立年月日

平成30年4月1日

(5) 従業員数

正社員(再雇用含む) 75名

その他 173名 ※いずれも令和5年1月1日現在

(6) 業務内容

- ・各種施設の管理運営、維持管理
- ・公園緑地、庭園、その他造園施設の企画、設計並びに監理
- ・レストラン等における食事の提供
- ・食料、飲料、地場産品、観光土産品等の販売
- ・観光案内等の観光振興に係る業務
- ・各種イベントの企画及び運営

2. 指定期間

令和5年4月1日～令和10年3月31日(5年間)

3. 施設及び業務の概要

(1) 施設概要

施設名及び所在地	施設規模等
都城市高城健康増進センター (都城市高城町石山 4195 番地)	延床面積:4,541.42 m ²
都城市高城ふれあいセンター (都城市高城町石山 4305 番地)	延床面積:788.25 m ²
観音池公園 (都城市高城町石山 4228 番地4他)	敷地面積:63.3ha
都城市高城竹楽のおサト (都城市高城町石山 3968 番地1)	延床面積:443.86 m ²
都城市山田体育館 (都城市山田町山田 3717 番地1)	延床面積:1,735.84 m ²
都城市山田柔剣道場 (都城市山田町山田 3763 番地)	延床面積:510.00 m ²

都城市山田弓道場 (都城市山田町山田 3763 番地)	延床面積:164.00 m ²
都城市山田運動公園多目的広場 (都城市山田町山田 3755 番地 3)	敷地面積:10,294.00 m ²
都城市山田運動公園陸上競技場 (都城市山田町山田 3860 番地)	敷地面積:41,013.00 m ²
都城市山田運動公園野球場 (都城市山田町山田 3860 番地)	敷地面積:26,054.00 m ²
都城市山田運動公園庭球場 (都城市山田町山田 3749 番地 4)	敷地面積:81,080.00 m ²
都城市山田第2運動公園 (都城市山田町中霧島 4143 番)	敷地面積:3,719.00 m ²
都城市山田木之川内体育センター (都城市山田町山田 9371 番地)	延床面積:999.004 m ²
都城市山田谷頭トレーニングセンター (都城市山田町中霧島 3263 番地 1)	延床面積:1,000.00 m ²
都城市山田食文化伝統伝承館 (都城市山田町山田 4983 番地 2)	敷地面積:2,140.00 m ² 建物面積:123.96 m ²
都城市山田工芸伝統伝承館 (都城市山田町山田 4987 番地 2)	敷地面積:3,213.00 m ² 建物面積:209.84 m ²
都城市山田活性化センター (都城市山田町山田 4986 番地 2)	敷地面積:5,508.00 m ² 建物面積:992.75 m ²
都城市山田農村婦人の家 (都城市山田町山田 4983 番地 1)	敷地面積:1,975.00 m ² 建物面積:238.49 m ²
都城市山田ふれあい農園 (都城市山田町山田 4824 番 14824 番 3)	敷地面積:3,635.00 m ²
都城市山田かかしの里流れるプール (都城市山田町山田 4997 番)	敷地面積:18,026.00 m ² (駐車場 7,968.00 m ² 含む) 施設面積:8,156.00 m ²
都城市山田パークゴルフ場 (都城市山田町山田 5025 番 11)	敷地面積:122,231.00 m ² (駐車場 2,135.00 m ² 含む)
都城市山田かかしの里市民広場 (都城市山田町山田 7599 番 5)	敷地面積:48,460.00 m ² (駐車場 3,450.00 m ² 含む)
都城市山田一堂ヶ丘公園 (都城市山田町山田 8529 番 1)	敷地面積:110,299.00 m ²
都城市山田谷頭駅前買物公園 (都城市山田町中霧島 3115 番 4)	敷地面積:1,894.00 m ²
都城市山田総合交流ターミナル複合施設 (都城市山田町中霧島 3340 番地 2)	敷地面積:69,386.00 m ² (駐車場 6,000.00 m ² 含む) 建物面積:3,374.00 m ²
都城市高崎総合公園たちばな北斗ハウス (都城市高崎町大牟田 1319 番地)	敷地面積:3,581.12 m ²
都城市高崎総合公園パークゴルフ場 (都城市高崎町大牟田 1399 番地)	敷地面積:50,184.04 m ²
都城市高崎総合公園RVパーク (都城市高崎町大牟田 1332 番地 13)	敷地面積:175.00 m ²
都城市高崎総合公園総合体育館 (都城市高崎町大牟田 1326 番地 1 外)	延床面積:3,667.00 m ²
都城市高崎総合公園陸上競技場 (都城市高崎町大牟田 1326 番地 1 外)	敷地面積:29,333.00 m ²

都城市高崎総合公園野球場 (都城市高崎町大牟田 1326 番地 1 外)	敷地面積:18,800.00 m ²
都城市高崎総合公園多目的広場 (都城市高崎町大牟田 1326 番地 1 外)	敷地面積:19,687.00 m ²
都城市高崎総合公園庭球場 (都城市高崎町大牟田 1326 番地 1 外)	敷地面積:5,150.00 m ²
都城市高崎大牟田地区体育館 (都城市高崎町大牟田 1326 番地 21)	延床面積:665.00 m ²

(2) 業務概要

- ①施設の運営に関する業務
- ②施設の維持管理に関する業務
- ③施設の安全管理に関する業務
- ④月報の報告に関する業務
- ⑤その他都城市が必要と認める業務

4. 事業計画の概要

事業計画書概要版のとおり

5. 選定結果の概要

(1) 非公募により候補者を選定した理由

対象施設については、平成30年4月から、温泉管理第三セクター4社を経営統合した当該団体が管理運営を行っており、令和元年度及び令和3年度に、サービスの質や経済的な管理運営を担保するために実施された指定管理者外部評価委員会において、良好な管理運営がなされているとの評価を受けている。

当該団体が管理運営することによって、民間のノウハウを活かしたサービスの向上が期待できるとともに、これまでの経験を活かし、温泉施設等の適切な管理運営が期待できる。

また、対象施設が住民の健康増進と福祉向上を図り、併せて交流人口の促進による産業振興、観光振興、スポーツ振興及び地域活性化等の機能を最大限に発揮するためには、市がその目的のために出資し、良好な管理運営を続けている当該団体に管理運営を担わせることが最も適当であると判断されるため、非公募により、候補者として選定した。

(2) 申請書類の審査結果

・「市民の平等な利用が確保されること」

「お客様第一主義」「安心・安全な管理運営」「地域力向上による地域振興」の三本柱を経営理念とし、各施設が公の施設であることを認識し、利用者に対して常に公平に努め、特定の個人や団体に有利あるいは不利になるサービスは行わず、平等な利用確保を行うこととしている。

また、相談や苦情などの対応については、アンケート・意見箱を設置するとともに、マニュアルを作成し、迅速かつ的確に対応できるよう、定期的に研修会を行う等の取組も見られる。

・「事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること」

利用者満足度調査の分析により利用者ニーズを適切に把握し、コロナ禍以降落ち込んでいる利用者を回復させるための提案がなされている。

また、SNSやホームページを積極的に活用し、新鮮な情報を迅速かつ的確に発信するなど、広報・PRを実施しており、本市の観光施設への波及効果も期待できる。

さらに、当該団体は「災害時における施設利用に関する協定書」を本市と締結しており、災害発生時には被災者等に対して入浴支援を行うなど、有事の際の対応についての実績もある。

・「経済的な管理運営が図られ、経費配分が適正であること」

これまでの施設管理運営で培った経験とノウハウを基に、直営で実施すべき業務と委託すべき業務を適切

に仕分けするなど最適化を図り、部門間の応援体制の整備や、柔軟な人員配置による管理業務の効率化についての提案がなされている。

また、施設・設備の日常点検の徹底によって修繕箇所等の早期発見に努めており、仕入れや発注については、複数社からの入札及び見積徴取を原則とした経費の節減に努めている。

・「事業計画に沿った管理を安定的に行う物的能力及び人的能力を有していること」

新型コロナウイルス等の影響もある中、厳しい経営環境が続いているが、実効性のある企画立案等により収益性を高め、企画集中と選択による経費節減に努め、部門施設毎の収支管理による分析等、経営の安定化への取り組みが期待される。

また、外部研修による能力開発や、スキルアップのための専門研修等、各種研修及び講習による人材育成を図り、会社を支える自覚と責任を持った自立した従業員の育成についての提案がなされている。

・「地域に貢献する取り組みが確保されているか」

従業員の地域雇用を最優先し、人材育成により継続的な雇用確保に努められている。

また、公園やスポーツ施設での祭りやイベント会場としての活用、スポーツキャンプ誘致による地域活性化、職場体験やインターンシップの積極的な受入れ等による地域貢献が期待される。

・「その他、公の施設を管理させるに当たり必要な基準」

県内外から多くの観光・宿泊客を集客するため、温泉施設の他、スポーツキャンプや合宿及びスポーツ大会の誘致等のPR活動や施設を活用した旅行商品の企画等、交流人口を増やすための提案がなされている。

また、地域住民や団体との連携・協働によるイベント開催や、観光・合宿を通じた都市部との交流促進による中山間地域の振興への取り組み等も期待される。

温泉施設等指定管理者

事業計画書（概要版）

（令和5年度～令和9年度）



都城ぼんち地域振興株式会社

温泉施設等指定管理者事業計画書【目次】

目次

1. 市民の平等な利用確保について.....	1
[1] 管理運営方針等について.....	1
(1) 当該公の施設の管理方針の考え方.....	1
(2) 当該公の施設の設置目的の考え方.....	1
(3) 申請団体の経営モラル.....	3
(4) 環境及び衛生に配慮した取組.....	3
(5) レジオネラ属菌等対策の的確な実施.....	3
(6) 新型コロナウイルス感染症対策の的確な実施.....	4
[2] 市民の平等利用の確保について.....	4
(1) 利用申込等の公平な取扱いの確保.....	4
(2) 市民の相談や苦情等への対応について.....	4
2. 施設の効用を最大に発揮することについて.....	5
[1] 利用の促進について.....	5
(1) 住民ニーズに基づく利用者増についての提案.....	5
(2) 利用者増のための広報・PR対策についての提案.....	5
(3) 関係団体や地域住民との連携、交流についての提案.....	6
(4) 農産物等の販売において地域への配慮.....	6
[2] サービス・利便性の維持向上について.....	6
(1) 利用者サービスの向上に関する提案.....	6
(2) 施設の維持管理、安全管理の的確な実施.....	7
(3) 施設の設備、機能等の有効活用.....	7
(4) 適切な利用料金の提案.....	7
3. 経済的な管理運営について.....	8
[1] 経費配分について.....	8
(1) 指定管理料の提案.....	8
(2) 具体的な管理業務の効率化についての提案.....	8
(3) 適正な経費配分の考え方について.....	8

4. 物的能力及び人的能力について.....	9
[1] 物的能力について.....	9
(1) 申請団体の財務状況.....	9
(2) 類似施設の運営実績について.....	9
(3) 収支計画の積算根拠の明確性、実現可能性について.....	9
(4) 収支計画と事業計画との整合性について.....	9
[2] 人的能力について.....	10
(1) 組織体制、勤務体制、責任体制の確立.....	10
(2) 利用団体の指導及び育成支援の提案.....	10
(3) 従業員の指導育成、研修体制及び接遇向上の為の提案.....	10
(4) 個人情報保護、情報公開及び労働法令等についての認識.....	10
(5) 指定管理施設経営に対する熱意、申請団体の将来性、地域団体や地域住民等との融合性、高齢者、障がい者雇用への配慮、利用状況の把握.....	10
5. 地域への貢献について.....	11
[1] 地域貢献について.....	11
(1) 本店・支店の開設状況、所在地.....	11
(2) 地域雇用の考え方.....	11
(3) 地域に貢献する取り組みの提案.....	11
6. その他、公の施設の管理について.....	12
[1] 観光客の誘致能力について.....	12
(1) 観光、合宿等施設として、県内外から多くの観光・合宿及び宿泊客を集客できるような事業計画の提案.....	12
(2) 関係機関及び地域住民・団体との協働による各種イベント等の開催など具体的に内容のある提案.....	12
(3) 総合運動公園内の他の運動施設（陸上競技場・野球場・テニスコート・多目的広場・その他）の利用者へのサービスの提供の提案.....	13
(4) 中山間地域振興.....	13
(5) 各施設間の連携による施策等、統合効果を発揮できる提案.....	13

1. 市民の平等な利用確保について

[1] 管理運営方針等について

(1) 当該公の施設の管理方針の考え方

管理運営するそれぞれの施設が有している特性を發揮し連携することで、設置目的である市民の健康増進と福祉の向上及び観光振興等に寄与し、地域力を向上させることで地域振興を図ります。

○会社の経営理念

- ・お客様第一主義
- ・安全安心な管理運営
- ・地域力向上による地域振興

○管理運営の基本方針

- ・利用者目線に立ったサービス向上
- ・安全安心で快適な施設利用の提供
- ・利用促進のための魅力的な事業の実施
- ・地域や各種団体等との連携充実
- ・条例や法令等の遵守による公平・適切な管理運営
- ・効果的かつ効率的な管理運営による経費節減
- ・SDGs（持続可能な開発目標）の積極的な取組

○利用者等との信頼関係を築き、健全な管理運営を目指します。

(2) 当該公の施設の設置目的の考え方

当該公の施設の設置目的を十分に理解し、施設価値を高めるために、これまでの経験やノウハウ、ネットワークを生かし、適切な管理運営に努めます。

○高城健康増進センター（観音さくらの里）等の施設

- ・設置目的：豊かな自然環境の中で健康づくりを行うとともに、健康の大切さに気付き、日常生活における健康的な生活習慣形成のための学習及び動機付けを行うこと
- ・健康増進のための温泉利用の促進とともに健康づくり教室を開催します。

○観音池公園（遊具や子ども村プール、キャンプ場等）

- ・市民の憩いの場や交流の場として安全安心な管理運営に努めます。

○竹楽のおサト

- ・設置目的：地域で培われた自然と資源を有効かつ効果的に生活の中で活用して伝統を継承し、創作活動を活発化させる場を提供し、高齢者等の心身の自立支援、世代間交流の推進又は自己実現を図ること
- ・陶芸体験等の創造活動を通して設置目的を実現し、地域等と連携したイベント開催により地域振興拠点としての役割も果たします。

○総合交流ターミナル複合施設（ゆぼっぼ）

- ・設置目的：温泉を活用した利用者の健康増進及び地域の活性化に資すること
- ・自然豊かな場所で良質な温泉により癒しを提供します。
- ・健康増進のための温泉利用の促進とともに健康づくり教室を開催します。

○山田運動公園施設、一堂ヶ丘公園施設、かかしの里市民広場等

- ・安全安心に快適に利用できる環境を提供し、心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活に寄与します。
- ・一堂ヶ丘公園のパークゴルフ場は観光施設としての充実を図ります。
- ・農村婦人の家は、味噌づくり等を通じて農業振興の推進及び地域住民の連帯感の醸成を図ります。

○高崎総合公園・パークゴルフ場

- ・設置目的：市民の健康増進と福祉の向上及び観光振興に資すること
- ・温泉施設やたちばな天文台と連携してスポーツ合宿・大会誘致や交流活動を推進し、地域活性化を図ります。

これら全ての施設を一元的に管理運営し、各施設との効果的な連携を図りながら、よりよい市民サービスを提供し、施設効用を最大限発揮することにより設置目的を達成します。

【設置目的を達成のために】

温泉施設

- ・清掃や消毒を徹底し、快適で安全な入浴を提供します。
- ・特に、レジオネラ属菌防止対策には万全を期します。

レストラン施設

- ・食品衛生法を遵守し、使用水の管理や昆虫対策、廃棄物や排水対策などの施設の衛生管理に取り組めます。
- ・食品等の取扱いは万全を期し、食中毒等の発生を防止します。

宿泊施設（バンガロー含む）

- ・清掃を徹底し、安全で快適な空間を提供します。

公園施設

- ・芝生の刈り込みや低・中・高木の剪定を定期的に行い、快適な空間を提供します。
- ・スズメバチ等の発生に注意するとともに、日々の点検を徹底し、危険箇所の排除や維持管理に取り組めます。
- ・仕様書で定められている作業回数を履行し、的確な管理作業に努めます。
- ・環境美化に留意します。
- ・遊具施設においては始業点検・安全確認を確実に的確に行い、「事故ゼロ」を実現します。

観音池公園オートキャンプ場

- ・危険箇所の点検等を実施し、事故防止に努めます。

各種研修施設（ふれあいセンター、かかし館、竹楽のおサト）

- ・経験とノウハウを生かして、事故のない安全な管理運営を行います。

スポーツ施設

- ・老朽化が進む中、日常点検を徹底し、事故の未然防止と長寿命化を図ります。
- ・利用者の意見要望を聞き、快適かつ安全で安心な管理運営に努めます。

(3) 申請団体の経営モラル

- モラルの高い、誰からも信頼される指定管理者を目指します。
- 従業員としての品位を保ち、お客様を第一に考え、意識して行動することで法的・道義的なリスクを回避し、利用者満足度の向上を図ります。
- これまでに保有しているリスク管理のノウハウを生かしながら、お客様目線のサービス向上に努めます。
- 現場で気づいたところは速やかに柔軟に対応します。
- 指定管理者としての使命感と責任感をもって奉仕の精神で業務にあたります。
- 接遇研修やコンプライアンス（法令遵守）研修などを実施し、人材育成に努めます。

(4) 環境及び衛生に配慮した取組

環境関係法令等を遵守し、SDGs（持続可能な開発目標）や環境にやさしい施設の維持管理・運営に取り組み、環境への負荷の低減に努めます。

（具体的には）

○環境保全の取組

環境に有害な物資の排出防止、産業廃棄物の減少や適正処理に努めます。

○資源の再利用

紙資源、ペットボトルなどの分別を徹底し、燃やせるごみの減量化を図ります。

○省エネ

照明器具のLED照明への切り替えを進めます。

○上水道使用量の抑制に努め、水漏れ点検を励行します。

○電力使用の抑制

電気料の節減状況がわかる表示計を設置します。

空調の温度調整やこまめな点灯消灯を実施します。

○施設看板や宣伝用ののぼり旗

周囲の自然環境に配慮し、環境と調和に心がけます。

○施設敷地内の草刈り、雑草処理を適切に行い、害虫や悪臭などが発生しないよう良好な環境づくりに努めます。

(5) レジオネラ属菌等対策の的確な実施

温泉施設におけるレジオネラ属菌対策には万全な対策を講じます。

○毎日、閉館前に全浴槽を完全乾水し、徹底した清掃と消毒を実施します。

○休館日には、さらに徹底した清掃と高濃度殺菌洗浄を行います。

○年2回、専門業者による配管設備の殺菌・洗浄を実施します。

○宮崎県認定検査機関等による定期的な水質検査を実施し、水質管理に万全を期します。

○残留塩素濃度やPH値の定期的測定により適正な管理を徹底します。

- 温泉衛生管理研修会へ参加し、全従業員の意識向上を図ります。
- レジオネラ属菌発生時の危機管理体制を構築し、速やかに対応します。

(6) 新型コロナウイルス感染症対策の的確な実施

営業継続のため新型コロナウイルス感染症対策を的確に実施します。

- 館内の清掃消毒及び換気を徹底します。
- ソーシャルディスタンスの確保やスクリーンの設置を行います。
- お客様に、マスク着用や手指消毒、検温実施の徹底をお願いします。
- 従業員にはワクチン接種を推奨し、自己管理の徹底を指導します。

[2] 市民の平等利用の確保について

(1) 利用申込等の公平な取扱の確保

業務仕様書及び関係法令等を遵守し、市民の平等な利用確保とサービスの提供を行います。

- 正当な理由なく施設利用を拒むことや不当な差別的扱いは行いません。
- 特定の団体や個人に特段の便宜は図ることなく、常に平等に接します。
- 高齢者や障がい者の施設利用については、特別な配慮に心がけます。
- 定期的に接遇研修を行い、常に平等な接客、サービスの提供を行います。
- 個人情報保護マニュアルの適切な運用により個人情報の保護を徹底します。

(2) 市民の相談や苦情等への対応について

いつでもどこでも笑顔で明るくあいさつに心がけ、親切な接客に努めます。

苦情は、業務改善のチャンスと捉えて真摯に受け止め対応します。

- アンケート・意見箱を設置し、相談や苦情などの意見を集約します。
- 寄せられた苦情、相談は、全従業員で共有し、業務改善に努めます。
- 苦情やトラブルの対応マニュアル等により迅速かつ的確な対応に努めます。
- 「クレーム処理報告書」に発生から解決までを詳細に記録し、都城市に報告します。

2. 施設の効用を最大に 発揮することについて

[1] 利用の促進について

(1) 住民ニーズに基づく利用者増についての提案

地域住民の声を拾い上げ、住民ニーズを把握し、寄せられた要望や意見には積極的に応え、利用者増に繋がります。

(具体的には)

- コロナ感染対策の徹底と新たな魅力を創出するイベント等の実施し、利用者増を図ります。
- 利用者満足度調査の分析により、利用者ニーズを把握し、利用者増対策を講じます。
- レストランは新メニューやテイクアウト商品の開発により利用者増を図ります。
- 宴会メニューの充実により利用者増を図ります。
- 旅行事業者等とタイアップして魅力ある旅行商品を創出し、ネット予約にも対応します。
- 売店については、消費者ニーズに合った品揃えと地元の新鮮な野菜等の充実を図り、購買意欲を高めめます。
- 利用者に人気が高いイベント（ビンゴゲーム、抽選会等）については、継続して実施します。
- 観音さくら市など地域振興に繋がるイベントに継続して取り組みます。
- マイナンバーカードの普及促進など都城市の施策を協働して推進します。
- 都城市や各種スポーツ団体等と連携しスポーツ合宿利用の誘致活動を推進します。
- 各種パークゴルフ大会の開催時に、温泉やレストラン等のPRを積極的に行います。
- 地域の祭り（観音池まつり、山田かかし祭り、山之口夏祭り、高崎夏祭り等）や、焼肉カーニバル及び花火大会などのイベントと連携して各種施設のPRを図ります。

(2) 利用者増のための広報・PR対策についての提案

営業企画担当を中心に SNS 担当を配置し、新鮮な情報を迅速に的確に発信し、各施設の利用者増に努めます。パブリシティなどを積極的に活用し、より費用対効果の高い広報・PRを選択し、実行します。

(具体的には)

- ホームページで利用案内やイベント情報など最新の情報を提供し、利用拡大を図ります。
- ホームページのコンテンツの充実やアクセシビリティ（情報やサービスへの利用しやすさ）の向上を図り、市内外の新規利用者を開拓します。
- パンフレットやチラシ等を観光協会や市内のホテル・旅館、公共的施設等に配置し、利用者増を図ります。
- 明るくあいさつと笑顔の接客により施設ファンを増やし、口コミにより拡大します。
- パブリシティの活用を強化します。
- SNSや新しいICTツールの積極的な活用を図ります。

- 温泉スタンプラリー企画や地域の祭り、スポーツイベント等へ積極的に参画します。
- 共通ポイント付与及び抽選会等によりリピーターの確保に努めます。

(3) 関係団体や地域住民との連携、交流についての提案

自治公民館や地域住民、商工会や学校との連携協力を強化し、交流を深め、多様なネットワークの構築により相乗効果を発揮し、地域活性化に寄与します。

(具体的には)

- 地域のすばらしい伝統文化・芸能をPRします。(弥五郎どん、山之口麓文弥節人形浄瑠璃等)
- 地域の自然や文化等を生かした催しやイベントを地域住民、関係団体等と連携協力して実施することで、お互いの協力関係を強固なものし、地域活性化の起爆剤にします。
- ボランティア参加やインターンシップ等を通じて地域活性化の一翼を担います。
- 都城市と災害時にかかる施設利用に関する協定を締結しており、災害時には都城市の要請により、被災者等に対して入浴支援やバスの輸送等を行います。

(4) 農産物等の販売において地域への配慮

- 各施設の売店において、地域農産物等を積極的に販売し、地産地消を促進します。
- 都城市の農業をPRするとともに、施設内レストラン等で積極的に活用します。
- 地域農産物等を活用した六次産業化商品をPRし、販売促進を図ります。

[2] サービス・利便性の維持向上について

(1) 利用者サービスの向上に関する提案

常にサービス向上の意欲をもって、最良のサービス提供により、リピーターや新規利用者の確保に努めます。安全・安心に快適な管理運営に努め、高齢者から幼児まで幅広い年齢層に親しまれる施設づくりを目指します。

【利用者サービス向上のために】

- 温泉施設等
 - ・明るいあいさつと笑顔による接客に努めます。
 - ・清掃や衛生管理を徹底し、清潔で快適な施設にします。
 - ・サービス向上のための意見箱を設置します。
 - ・アンケート調査等を実施し、業務に反映します。
 - ・意見要望や苦情は真摯に受け止め、迅速に対応し、改善に努めます。
 - ・共通ポイントカードの活用により相互利用の促進を図ります。
 - ・コロナ感染症対策を徹底し、安心して利用できる施設づくりを目指します。
- スポーツ施設
 - ・休館日や開館時間、空き状況等の情報を適宜提供します。
 - ・利用者調整会議を開催し、利用者の便宜を図ります。
 - ・大会やキャンプ・合宿等の利用については、円滑な利用調整により優先を図ります。
 - ・開館時間外での利用が生じた場合は、利用者優先で柔軟に対応します。

- ・施設設備や利用方法等について丁寧に説明し、事故防止に努めます。

○公園・遊具等

- ・草刈りや樹木剪定等の管理作業を計画的に実施し、快適な空間を提供します。
- ・適宜、安全講習会を実施し、安全な管理作業に努めます。
- ・有料遊具は始業点検等を確実にを行い、安全な運行に努めます。

○交通の利便性

- ・山田デマンド型乗り合いタクシーと連携して温泉利用者の促進に努めます。
- ・高城・高崎地区コミュニティバスの運行は地域住民の足として好評で、より温泉利用者の利便性の向上に連携して取り組みます。

(2) 施設の維持管理、安全管理の的確な実施

- 業務仕様書に定められた維持管理水準を履行し、施設の機能が安定的に発揮できるように努めます。
- これまでの管理運営で培ってきた経験とノウハウを生かし、設備機器の効率的運転及び施設の保全保安並びに維持管理業務の効率化とコスト節減を図ります。
- 施設の老朽化によるトラブル等の発生リスクの軽減のため、日常・定期点検の実施により、事故防止に努めます。
- 事故災害対応マニュアルと緊急連絡網を整備し、適切な一次対応により最短時間での通常運転の復帰を図ります。抜本的な対策が必要な場合は速やかに都城市と協議します。
- 修繕箇所は、都城市と協議しながら計画的修繕に取り組んでいきます。
- 緊急及び大規模修繕は、運営に支障が生じないように都城市と十分協議し対応します。
- 適切な緑地管理や植栽管理により環境美化と快適な空間を提供します。

(3) 施設の設備、機能等の有効活用

多様な施設の設備や機能を最大限発揮できるよう、日常から適正な維持管理に努め、利用者に最良のサービスを提供できるよう取り組みます。

- 温泉施設では、地域のコミュニティ力を創出する、世代を超えた交流イベント等を開催します。
- 体験型施設（竹楽のおサトや農村婦人の家等）では、地域の食文化や創作活動にふれてもらいます。
- 近隣のスポーツ施設と連携し、スポーツ合宿の誘致活動を行います。
- 災害発生時の避難所としての機能を発揮します。
- 都城市が後方支援拠点都市の役割が果たせるように迅速かつ適切に対応します。

(4) 適切な利用料金の提案

- 都城市の関係条例に基づいて、適切な利用料金を設定します。
- 設定した利用料金は、適切に徴収し、徴収した利用料金は管理運営に必要な経費に充てます。
- 減免などの利用料金の変更が必要な場合は、その都度、都城市と協議のうえ対応します。

3. 経済的な管理運営について

[1] 経費配分について

(1) 指定管理料の提案

公の施設の管理運営にあたっては、安全安心で快適な市民サービスの提供が第一であり、公平で平等でなければなりません。業務仕様書に定められた維持管理作業を実施し、軽微な修繕等は自主的に行うなど、第三セクターのとしての特性を發揮し、公共性を担保していきます。

指定管理料は、固定経費や施設利用料等の売上をもとに、適正な人員配置や経費節減効果を見込み、提示された指定管理料上限額の241,413千円を提案します。

- 収入の柱である利用料金等の売上収入をより多く確保するために、施設のすばらしさを伝え、利用が広がるような方策を検討し実施します。
- 都城市が出資した第三セクターであることを十分に理解し、過度な利益追求するのではなく、利用者に安全安心な質の高いサービスを提供していくことを重視します。

(2) 具体的な管理業務の効率化についての提案

これまでの各施設の管理運営で培った経験とノウハウをもとに、管理業務の効率化を図ります。直営で実施すべき業務、委託すべき業務等を適切に仕分けし、柔軟な資源の活用により、最適化を図ります。また、各種システムや機器等の導入による省力化を進めます。

- 社内での柔軟な人員配置により効率化を図ります。
- 部門間の応援体制を整備します。
- 複数社による入札や見積徴取を原則として、経済的な仕入れや発注に努めます。
- 研修会等を通じて、従業員のコスト意識の向上に努めます。
- 公園遊具等の稼働は臨機応変に行い、利用率や生産性の向上を図ります。
- 電気料金節減のための取組を推進します。
- 設備点検の効率化を図ります。
- 消耗品の一括購入や在庫管理の一元化により経費節減や業務効率化を図ります。
- 簡易な看板作成、軽微な修繕や部品交換等は自前で実施します。

(3) 適正な経費配分の考え方について

- サービスの質を低下させることなく、ムダを省き経費節減の取組を継続します。
- 利用者の安全・安心な利用に関する部分には、重点的に経費を配分し、日常点検や定期点検の確実な実施より、事故やトラブルの未然防止を図ります。
- 利用者に対するサービスや利便性の向上に資する取組にも経費を充てます。
- 地域雇用を維持するため、一定の人件費は確保します。

4. 物的能力及び人的能力について

[1] 物的能力について

(1) 申請団体の財務状況

○平成30年の新会社設立以来、厳しい経営環境が続いていますが、令和3年度は都城市の支援策と国の経済対策により決算状況は改善しました。

(要因) 利用者数の減少に伴う売上の減少 (高齢化、コロナ感染症の拡大等)
大規模改修に伴う休業影響
燃油高騰や電気料、諸々の物価高騰

○経営状況の推移

(単位：千円)

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
売 上 高	1,104,417	1,108,305	848,817	843,671
売上総利益	1,001,000	1,017,220	814,243	804,261
販 管 費	1,043,027	1,046,070	911,415	908,114
営 業 損 益	△42,027	△28,850	△97,172	△103,852
経 常 損 益	△16,717	△6,262	△80,304	△89,207
当期純損益	△17,102	△6,465	△8,301	11,693

(2) 類似施設の運営実績について

- 会社統合前から温泉施設等を管理運営してきました。
- 都城運動公園陸上競技場等は共同事業体として指定管理を受託しています。(R2~4)
- 山田元気な高齢者健康増進施設(健康の館)の指定管理を受託しています。(R元~3)

(3) 収支計画の積算根拠の明確性、実現可能性について

- これまでの管理運営実績をもとに事業計画にそって積算しています。
- 集中と選択による経費節減、集客のための企画展開による売上増加に努めます。
- 売上と経費の収支管理を毎月、部門施設毎に行い、分析により経営の安定化を図ります。

(4) 収支計画と事業計画との整合性について

- 収支計画は、これまでの管理運営実績を踏まえ事業計画と整合性のある積算を行っています。
- 事業実施において、実効性のある企画立案等により収益性を高め、一方でコスト節減に努めることで、より整合性を高めます。

[2] 人的能力について

(1) 組織体制、勤務体制、責任体制の確立

- 事業所制により柔軟な組織運営を行います。
- 公園部門は効率化や機動性を考慮し統合し、担当制により責任体制を構築します。
- サービス向上と安全・安心が担保される人員体制を確立します。
- レジオネラ属菌対策にはこれまでの経験とノウハウを活かし万全な責任体制を確立します。
- 各部門の業務量や質を把握し、労働関係法令等を遵守した勤務体制により、効率的かつ適正な人員配置に努めます。
- 職責に応じた組織体制を構築し、不測事態には、緊急連絡網より迅速かつ適切な対応を行います。都城市や関係機関への速やかな報告体制を整備します。

(2) 利用団体の指導及び育成支援の提案

- 各種施設の利用団体とは、良好な関係を保持します。
- より利用団体が使いやすい仕組みを構築します。
- 利用団体へ様々なノウハウを提供し、指導及び育成支援を実現します。
- 都城市と連携を図り、スポーツキャンプ・合宿の誘致等を図り、地元団体へのノウハウの還元を目指します。

(3) 従業員の指導育成、研修体制及び接遇向上の為の提案

- 会社を支える自覚と責任を持った自立した従業員を育成します。
- 内部及び外部研修による能力開発や職場研修等を通じて人材育成を図ります。
- 従業員の能力開発や意欲向上のため異動や昇任等の人事管理において考慮します。
- 接遇研修や人権研修、スキルアップのための専門研修等により人材育成を図ります。
- 情報の共有化より従業員の指導育成を図ります。
- 自衛消防訓練や心肺蘇生法講習会を実施し、安全面の研修を行ないます。

(4) 個人情報保護、情報公開及び労働法令等についての認識

- 個人情報保護については、研修会を開催し、業務上知り得た情報には守秘義務があることについて周知徹底します。
- 情報管理責任者を配置し、組織的に対応します。
- 公開可能な情報については積極的に公開します。
- 労働関係法令等の遵守に努め、明るく楽しい健康的な職場環境をつくります。

(5) 指定管理施設経営に対するの熱意、申請団体の将来性、地域団体や地域住民等との融合性、高齢者、障がい者雇用への配慮、利用状況の把握

- 第三セクターとしての使命を、従業員一丸となり、情熱と覚悟をもって果たします。
- 地域団体等との協働による地域力強化で、地域と共に会社を成長させます。
- 地域雇用の創出は会社の使命であり、高齢者や障がい者の雇用にも配慮して取り組みます。
- 毎月、施設毎の利用者数と売上など利用状況について把握し、経営分析により早急な対策に努めていきます。

5. 地域への貢献について

[1] 地域貢献について

(1) 本店・支店の開設状況、所在地

- 本社事務所は、都城市高城町石山 4195 番地の高城事業所内に置きます。
- 温泉施設等の一部民間譲渡に伴い高城事業所及び山田事業所、公園等を一元管理する公園事業部で管理運営を行います。
- 地域住民をはじめ幅広い市民層に愛され親しまれる施設をめざし、自治公民館や地区まちづくり協議会、商工会等と連携し、地域に貢献していきます。

(2) 地域雇用の考え方

- 従業員の大半は都城市内在住ですが、今後も地域雇用を最優先に、人材育成により継続的な雇用確保に努めていきます。
- 温泉施設や公園施設等は、地域力のアップのため憩いの場や交流の場などコミュニティを形成する場としての役割があり、より多くの市民に利用してもらう上で、市民とのふれあいは重要であり、従業員は施設の顔として、笑顔で明るい接客に努めます。

(3) 地域に貢献する取り組みの提案

- 管理運営する公園やスポーツ施設は、地域の祭りやイベントの会場として活用されており、地域の活性化に大きく寄与しており、お互いに連携協力して安全な開催に努めます。
- 焼肉カーニバルや花火大会等は市内外から多くのお客様で賑わっており、主催者や地域との連携協力を強化し、より安全なイベントにします。
- 高城運動公園施設はサッカーやラグビー、ソフトボールのキャンプ会場として長年利用されており、都城市や都城ぼんちスポーツクラブと連携して、誘致活動を行い、地域の活性化に寄与します。
- 定着してきた「観音さくら市」では、新たな企画や魅力ある出店で集客を図ります。
- 職場体験やインターンシップ等を積極的に受け入れ、地域に貢献します。
- 交通安全活動や消防・防災活動、防犯活動を推進します。

6. その他、公の施設の管理について

[1] 観光客の誘致能力について

(1) 観光、合宿等施設として、県内外から多くの観光・合宿及び宿泊客を集客できるような事業計画の提案

- 温泉施設については、健康増進施設としての活用を進めるとともに、中山間地域振興の拠点施設として都市と農村の交流に資する施設としての活用を図ります。
- 交流人口を増やすために、観光・合宿施設としての活用を図ります。
- 本市の特色ある素晴らしい施設群を対外的にPRし、集客に努めていきます。
- 近隣の運動施設と連携し、スポーツキャンプや合宿及びスポーツ大会等の誘致により交流人口を増やします。

(具体的に)

- ・パブリシティを強化します。
- ・都城観光大使を活用したPR活動に努めます。
- ・ホームページやFacebook等による部屋の空き情報、桜や紅葉の見頃情報などの最新情報を発信します。
- ・市外の高齢者クラブや公民館関係者、企業へ訪問しセールスを行います。
- ・桜まつりなど、市外からの集客が期待できるイベントを積極的に開催します。
- ・地域公共交通と連携し、集客に努めます。
- ・パークゴルフ大会や各種スポーツ大会を積極的に誘致します。
- ・スポーツ施設と温泉・宿泊施設を一体的に活用し、大学・高校・スポーツ少年団等の合宿利用の促進を図ります。
- ・インバウンドをターゲットしたパークゴルフと温泉を活用した旅行商品を企画します。

(2) 関係機関及び地域住民・団体との協働による各種イベント等の開催など具体的で内容のある提案

地域との良好な関係を築き、地域間交流を促進し、より広い視点でのイベントの開催に取り組みます。

(具体的には)

- 桜や新緑のシーズンには、より温泉の魅力をPRするため、イベントやライトアップ等を実施します。
- 都城観光協会とタイアップして、インスタグラムを活用したフォトコンテストを実施します。
- 観音さくら市(朝市)を定期的で開催し、賑わいを創出し、地域の活性化に寄与します。
- NPO法人都城スポーツクラブと連携し、パークゴルフロングランコンペを実施します。
- 地域の民俗芸能や地域主催のスポーツ大会、商工会主催のお祭り、観光協会主催のイベント等

と提携し、会場の提供や入浴優待券等の協賛により利用増を図ります。

- パークゴルフ協会や各種競技団体と連携し、各種大会を開催し、円滑な大会運営に寄与します。
- 「都城さくらマラソン」では協力しておもてなしを行います。

(3) 総合運動公園内の他の運動施設（陸上競技場・野球場・テニスコート・多目的広場・その他）の利用者へのサービスの提供の提案

利用調整会議等により大会等の優先利用の調整を図り、利用者の利便性の向上に努めます。

これまでの管理運営のノウハウを生かし、創意工夫と自発的な取組により利用者へのサービス提供を図っていきます。

(具体的には)

- 高崎総合運動公園施設は、スポーツ合宿に最適な条件を有しており、安全に快適に利用していただけるように日々の点検や整備を実施します。
- 山田総合運動公園施設は、部活やスポーツ少年団等の活用が多く、日頃の管理を徹底します。
- 高城運動公園におけるプロサッカーチーム等のキャンプ時には、地元企業と協力し、炊出しのおもてなしを行い、キャンプ誘致の促進及び都城のPRを図ります。
- プロサッカーチームのキャンプや野球選手の自主トレ時には、スポーツ教室の開催に協力します。
- 地元大会等において協賛し、施設利用者の満足度を向上させ、温泉の売上増に繋がります。

(4) 中山間地域振興

会社設立の重要な目的の一つは、中山間地域の振興を図ることです。

中山間地域では、人口減少や高齢化の進行、基幹産業である農林業の低迷により活力が失われつつあります。

このような危機的な状況に対応するため、都城市及び地域住民等との連携・協働のもと、中山間地域の振興に関する施策を総合的に推進し、持続可能な中山間地域づくりに取り組みます。

(具体的には)

- 地域活性化の拠点として、地域住民の交流の場となるようなイベント等の仕掛けを行います。
- 観光・合宿等を通じて集客の取組を進め、都市部との交流を促進します。
- 地域文化の保存・継承等を促進するため、伝統芸能の披露の場、継承の場を設けます。
- 都城市と公共交通機関と連携し、住民の足を確保・維持し、各施設の利便性の向上を図ります。
- イベントや売店等で地場製品の取り扱い、六次化商品のPRや販売に協力します。
- 地域の持つ自然、歴史、文化等の資源を活用した多様な業種の産業おこしを支援します。

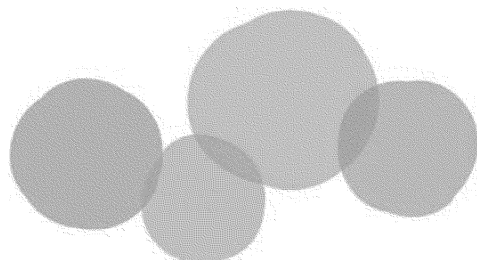
(5) 各施設間の連携による施策等、統合効果を発揮できる提案

民間譲渡による温泉施設の集約により組織体制を見直します。経営管理部門の強化を図り、特に営業企画部門の強化、効率的な経営執行体制の充実を図り、スピード感のある意思決定により経営の改善及び安定化を図ります。

施設・設備等の経営資源の有効活用やスケールメリットを活かした仕入れ・契約、広告の一本化、有能な人材の活用などにより、財政運営面でのメリットを発揮します。

(具体的には)

- 本社営業企画部門が、広報・PR活動を一元的に担い、各事業所の特性を活かしながら相乗効果を発揮します。
- ポイント付与やイベント等利用者目線に立った企画を立案します。
- 先進事例を参考に、集客や新規顧客発掘の方策を検討します。
- それぞれが蓄積した経験や知識、取引先等を共有することにより、よりよい施設の管理運営を図ります。
- 市外への営業活動については、施設間の相互利用により多くの集客が見込めるので、より利便性が高い魅力的な提案をしていきます。
- 売店やレストラン等においては、情報の共有化を図り、それぞれのクオリティをより高いものにします。地域色やオリジナリティあるラインナップに心がけます。
- 施設間の連携を密にし、宿泊や施設利用に際して他施設の紹介等を実現します。
- 県立陸上競技場の山之口運動公園内への建設を見据えて、連携して、スポーツキャンプ・合宿等の受け皿としての機能を高めます。
- グラウンドやピッチの芝管理は、これまでの管理技術を生かし、民間業務の委託受注に努め、機動的に活動できる財務基盤の確立を図ります。
- 総務・企画部門の一本化により、チェック機能の充実と諸事務の重複を解消し、共同購入・仕入れにより経費節減を志向します。
- 管理部門や現場部門への適材適所の実現、イベント等の人的な応援体制、人材の相互交流による組織の活性化を図ります。
- レジオネラ属菌の衛生管理技術など専門性及び高度な技術を有する人材を育成し、より安全安心なサービスを提供します。



都城ぼんち地域振興株式会社

MIYAKONOJO BASIN REGIONAL DEVELOPMENT

※※※※※※※※※※※※※※※※※※

決算報告書

※※※※※※※※※※※※※※※※※※

第 23 期

自 令和 3 年 4 月 1 日

至 令和 4 年 3 月 31 日

都城ほんち地域振興株式会社

貸 借 対 照 表

令和 4年 3月 31日 現在

(単位：円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
【 流 動 資 産 】	203,765,084	【 流 動 負 債 】	121,722,605
現金及び預金	131,555,280	買掛金	13,258,681
売掛金	24,294,543	受託販売	2,220
商品	6,232,403	未払金	96,685,207
貯蔵品	10,817,426	前受金	90,145
立替金	11,613	預り金	2,128,552
未収入金	30,660,119	未払法人税等	202,500
前払費用	192,700	未払消費税等	9,355,300
仮払金	1,000	【 固 定 負 債 】	7,108,116
【 固 定 資 産 】	25,354,253	長期リース債務	7,108,116
【 有 形 固 定 資 産 】	12,080,595	負債合計	128,830,721
建物	1,886,823	純 資 産 の 部	
建物付属設備	1,609,565	【 株 主 資 本 】	100,288,616
構築物	61,416	【 資 本 金 】	23,550,000
機械装置	23,326	【 資 本 剰 余 金 】	73,145,422
車両運搬具	1,207,337	【その他資本剰余金】	73,145,422
工具器具備品	2,184,528	【 利 益 剰 余 金 】	13,220,310
リース資産	5,107,600	【その他利益剰余金】	13,220,310
【 無 形 固 定 資 産 】	1,838,658	繰越利益剰余金	13,220,310
ソフトウェア	445,458	【 自 己 株 式 】	△ 9,627,116
リース資産	1,393,200	純資産合計	100,288,616
【 投 資 そ の 他 資 産 】	11,435,000		
保証金	60,000		
長期未収入金	11,375,000		
資産合計	229,119,337	負債・純資産合計	229,119,337

損 益 計 算 書

自 令和 3年 4月 1日
至 令和 4年 3月 31日

(単位：円)

勘 定 科 目	金 額	
【 売 上 高 】		843,671,329
【 売 上 原 価 】		
期 首 商 品 棚 卸 高	6,104,560	
商 品 仕 入 高	39,537,745	
合 計	45,642,305	
期 末 商 品 棚 卸 高	6,232,403	39,409,902
売 上 総 利 益		804,261,427
【販売費及び一般管理費】		
人 件 費	539,428,935	
そ の 他 の 販 管 費	368,685,345	908,114,280
営 業 損 失		103,852,853
【 営 業 外 収 益 】		
受 取 利 息	3,119	
雑 収 益	15,099,073	15,102,192
【 営 業 外 費 用 】		
雑 損 失	457,198	457,198
経 常 損 失		89,207,859
【 特 別 利 益 】		
固 定 資 産 売 却 益	363,636	
受 取 保 険 金	524,544	
受 取 助 成 金	100,229,037	101,117,217
【 特 別 損 失 】		
固 定 資 産 除 却 損	13,203	13,203
税 引 前 当 期 純 利 益		11,896,155
法 人 税 ・ 住 民 税 ・ 事 業 税		202,500
当 期 純 利 益		11,693,655

販売費及び一般管理費明細書

自 令和 3年 4月 1日
至 令和 4年 3月 31日

(単位：円)

勘 定 科 目	金	額
役 員 報 酬	15,000,000	
給 与 手 当	192,936,680	
賞 与	33,294,898	
雑 給	224,232,605	
退 職 給 付 費 用	11,682,380	
法 定 福 利 費	59,035,489	
福 利 厚 生 費	3,246,883	
旅 費 交 通 費	534,559	
通 信 費	5,988,624	
広 告 宣 伝 費	4,325,548	
交 際 費	701,073	
会 議 費	45,693	
燃 料 費	66,700,989	
水 道 光 熱 費	90,807,046	
消 耗 品 費	20,267,406	
租 税 公 課	181,289	
新 聞 図 書 費	390,480	
支 払 手 数 料	6,414,642	
諸 会 費	213,900	
寄 付 金	100,000	
リ ー ス 料	5,307,334	
車 両 費	8,076,723	
研 修 費	205,418	
賃 借 料	3,435,797	
保 険 料	3,217,565	
修 繕 費	13,376,133	
管 理 費	90,849,574	
サ ー ビ ス 費	11,061,317	
衛 生 費	6,824,539	
販 売 促 進 費	19,628,400	
教 育 施 設 等 減 免 費	1,380,111	
減 価 償 却 費	7,324,452	
雑 費	1,326,733	
合 計		908,114,280

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

自 令和 3年 4月 1日
至 令和 4年 3月 31日

(単位：円)

勘 定 科 目	金 額
【 株 主 資 本 】	
【 資 本 金 】 当期首残高及び当期末残高	23,550,000
【 資 本 剰 余 金 】	
【 その他資本剰余金 】	
その他資本剰余金 当期首残高及び当期末残高	73,145,422
資 本 剰 余 金 合 計 当期首残高及び当期末残高	73,145,422
【 利 益 剰 余 金 】	
【 その他利益剰余金 】	
繰越利益剰余金 当期首残高	1,526,655
当期変動額 当期純利益	11,693,655
当期末残高	13,220,310
利 益 剰 余 金 合 計 当期首残高	1,526,655
当期変動額	11,693,655
当期末残高	13,220,310
【 自 己 株 式 】 当期首残高及び当期末残高	△ 9,627,116
株 主 資 本 合 計 当期首残高	88,594,961
当期変動額	11,693,655
当期末残高	100,288,616
純 資 産 合 計 当期首残高	88,594,961
当期変動額	11,693,655
当期末残高	100,288,616

個 別 注 記 表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

建物 定額法

建物付属設備および構築物

平成28年3月31日以前に取得したもの 定率法

平成28年4月1日以後に取得したもの 定額法

機械装置、車輛運搬具および工具器具備品 定率法

② 無形固定資産 定額法

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るもの

リース期間を耐用年数とし、残存価値をゼロとする定額法

3. 消費税の処理方法

税抜方式

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当該事業年度の末日における発行済株式の数 867株

2. 当該事業年度の末日における自己株式の数 179株

議案第 55 号

都城市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり都城市の特定の事務を取り扱う郵便局を指定する。

令和 5 年 2 月 22 日提出

都城市長 池田 宜永

1 指定する郵便局

イオンモール都城駅前内郵便局（都城市栄町 4 6 7 2 番地 5）

2 指定する郵便局で取り扱う事務

(1) 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（以下「法」という。）第 2 条第 6 号に規定する署名用電子証明書の発行の申請の受付、署名利用者確認のための書類の受付及び当該申請に係る署名用電子証明書を記録した電磁的記録媒体の引渡し並びに署名用電子証明書の失効を求める旨の申請の受付及び署名利用者確認のための書類の受付に関する事務

(2) 法第 2 条第 7 号に規定する利用者証明用電子証明書の発行の申請の受付、利用者証明利用者確認のための書類の受付及び当該申請に係る利用者証明用電子証明書を記録した電磁的記録媒体の引渡し並びに利用者証明用電子証明書の失効を求める旨の申請の受付及び利用者証明利用者確認のための書類の受付に関する事務

3 指定の期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までとする。ただし、当該指定期間の満了の 3 か月前までに、都城市及び日本郵便株式会社のいずれもが委託事務の

取扱いを廃止する旨の意思表示をしないときは、当該指定期間を更に1年間延長することとし、以後も同様とする。